

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

早稻田大学英米判例研究会

（代表 矢頭敏也）

目次

はしがき

第一 死者の逸失利益に関する損害賠償請求権は遺産のため
に存続するとされた事件（ギャンメル事件、ファーネス
事件）

一 両事件の事実関係および第一審判決 五八

二 ギャンメル事件控訴院判決 五九

(1) 上訴理由 五九

(2) 判決 六〇

(3) 判決の要旨 六〇

三 両事件併合貴族院判決 七五

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

(1) 両当事者の主張 七五

(2) 争点 七八

(3) 判決 七八

(4) 判決の要旨 七九

第二 解説

一 歴史的経緯 九九

二 本判決の構造 一〇一

三 本判決の評価 一〇三

四 本判決後の問題点 一〇五

五 立法による解決方法 一〇六

むすび 一〇八

は し が き

この判例研究に参加した者は、早稲田大学大学院法学研究所に在学する左の諸君である。

青木亮子 新井敦志 今井雅子 大浜洋一

佐野隆 須賀淳 千石克 戸田知行

松村和徳 森川 功 柳下美登里 吉田一雄

本稿は、それぞれが行なった報告および討議を素材とし、資料として役立たせることを目的として、森川君が判例の部分を取りまとめたものに、今井さんが解説を加え、最後に矢頭が全体に目を通して作成されたものである。

英米不法行為法においては、不法行為の当事者の一方の死亡は、二つの問題を提起する。第一は、訴訟原因としての死亡であって、死者の一定範囲の親族(被扶養者)に対して、死亡により発生する損害の賠償を求める訴権が与えられる (Fatal Accidents Act; wrongful death statutes)。第二は、訴訟原因の存続であって、死亡した原告の不法行為訴権は、死者の遺産の利益のため、あるいは、死亡した被告の遺産の不利益となるように存続する (Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act 1934; survival statutes)。そして、前者の訴権に基づく

損害賠償金は被扶養者に与えられ、後者の場合には、死者の遺産に加えられる。したがって、被扶養者が同時に死者の遺産相続人である場合には、二重の利益を避けるために、前者の賠償金としては、遺産に加えられた賠償金と重複する部分を差し引いた金額が与えられる。

ところで、本稿で取り上げたイギリスの二つの判例は、死者の逸失利益(失なわれた年月の収入の喪失)を理由とする損害賠償請求権は、遺産の利益のために存続するか否かに関する事件である。第一のギャンメル事件 (Gammell v. Wilson) は、高等法院、控訴院を経て、貴族院に上訴され、第二のファーンズ事件 (Furness v. B. & S. Massey Ltd.) は、高等法院から貴族院に飛越上訴された。貴族院は、同じ法律問題を含むところから、両事件を併合して審理を行なった。そして、争点は次のごとくであった。すなわち、一九三四年法改正(雑規定)法第一条第二項c号が、死者の遺産の利益のために請求される損害賠償金は、「……死者の遺産に対して、死者の死亡の結果生ずる損失または利益を考慮することなく、算定されるものとする。」と規定しているのであるが、死者の逸失利益は、右の「死亡の結果生ずる損失」に該当するか否か、言い換えれば、遺産の利益のために賠償請求をする対象となるか否か、であった。後に判決の紹介および解説の中で詳しく述べられるよう

に、控訴院においてミーゴ判事が、後に詳しく紹介される反対意見を述べたほかは、全部の裁判官が、「死者の逸失利益は、死亡の結果生ずる損失として賠償請求から除外されることはない」と判断して、原告勝訴の判決が確定した。

ところが、審理が行なわれている間に、死後の収入の喪失を理由とする損害賠償請求権は、遺産の利益のために存続することはない、とする法改正が陽の目を見ようとしていたのである。それを知りながら、先例に拘束されて不本意な判決を下さざるを得ない裁判官の苦衷は、判決の中に明らかである。

ところで、本稿では、二つの事件の判決を中心にできうる限り詳細に紹介しようとするのであるが、それらの判決は、判例法主義をとる英米において、裁判官の機能しうる範囲はどこまでか、また、原告が死亡した場合の訴権の存続は、いかなる利益の保護を目的とするのか、といった問題を改めて考えさせるものである。将来の課題としたい。

(矢頭敏也)

第一 死者の逸失利益に関する損害賠償請求権は
遺産のために存続するとされた事件

Gammell v. Wilson
Furness v. B. & S. Massey Ltd.

ギャンメル事件第一審 一九七九年七月二七日、
高等法院女王座部判決（原告勝訴）。
フアーネス事件第一審 一九七九年十二月二〇
日、高等法院女王座部判決（原告勝訴）。
ギャンメル事件上訴審 一九八〇年四月一日、控
訴院民事部判決（上訴人〔被告〕の上訴棄却）。
両事件併合最終上訴審 一九八二年二月五日、貴
族院判決（両事件の上訴人〔被告〕の上訴棄却）。

一 両事件の事実関係および第一審判決

(1) ギャンメル事件

原告の子（男一五歳）が交通事故で死亡した。事故原因は第
一被告による車の不注意な運転（過失）であった。第二被告は、
車の所有者であり、かつ第一被告の使用者である。
原告は、死者の被扶養者たる自己および妻のために、一九七

六年致命的事故法 (Fatal Accidents Act 1976. 以下「一九七
六年法」と略称する。) に基づき、また死者の遺産管理人とし
て、一九三四年法改正（雜規定）法 (Law Reform (Miscel-
laneous Provisions) Act 1934. 以下「一九三四年法」と略称
する。) に基づき、損害賠償請求訴訟を提起した。
被告側の責任については争いがなく、損害賠償の対象および
その額が争点となった。

高等法院女王座部のハイトナー代理裁判官 (B. A. Hytner
Q. C.) は、一九七六年法に基づき請求に関して損害賠償額二一
〇〇〇ポンド（原告の依存状態価値額二五〇ポンドおよび妻のそ
れ一、七五〇ポンド）を裁定し、また一九三四年法に基づき請
求に関して、損害賠償額九、五九〇ポンド（内訳は、将来の収
入の喪失を理由として六、六五六ポンド、特別損害を理由とし
て一、一八四ポンド、生命の期待の喪失を理由として一、七五
〇ポンド）を裁定した。なお、原告およびその妻は、子が無遺
言で死亡したために、後者の損害賠償金九、五九〇ポンドを付
与されることになり、したがって各々に裁定された依存状態価
額以上のものを付与されることになるので、前者の損害賠償金
二、〇〇〇ポンドは付与されない。

同代理裁判官の判決の要旨は、次のようなものであった。

(i) 一五歳の少年は、死亡しなかったならば、将来において

普通の給与所得者となり、自己の生活費を差し引いて、平均週八ポンド、年四一六ポンドを残したであろう。かかる額は一六年分で六、六五六ポンドとなる。

(ii) 諸先例によると、墓石と追悼碑との間には相違があり、前者は葬儀費（特別損害）に含まれるが、後者は含まれない。本件の墓石は葬儀費に含まれるものであり、その金額については故人の母親の提出した証拠を採用する。

(iii) 生命の期待の喪失を理由とする現在の一般的な損害賠償額は一、七五〇ポンドである。

被告側は右の判決を不服として控訴院民事部に上訴した。

(2) ファーネス事件

原告（夫妻）の子（男二三歳、未婚）が被告会社の業務の執行中に無遺言で死亡した。

原告は、死者の被扶養者たる自己のために、一八四六一一九七六年致命的事故法に基づき、また死者の遺産管理人として、一九三四年法に基づき、損害賠償請求訴訟を提起した。

被告会社は、故人に一〇パーセントの寄与過失があったことを除いて、責任を認めた。

高等法院女王座部のチューダー・エヴァンス判事（Tudor Evans J.）は、判決において、故人が被告会社の不法行為によ

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

り生命の期待を短縮されなかったならば得たであろう所得に關連する財政上の損失を理由とする損害賠償金として一五、五四七ポンド（算定された損害賠償額一七、二七五ポンドが故人の寄与過失を理由として九〇パーセントに減額された）を裁定した。

右の判決を不服とする被告会社は、同判事が一九六九年司法法（Administration of Justice Act 1969）第一二条第一項に基づき証明を与え、かつ貴族院が上訴許可を与えたために、同院に飛越上訴した。

二 ギャンメル事件控訴院判決

(1) 上訴理由

(i) 特に重要なこととして、故人が死亡しなかったならば将来において得たであろう収入の喪失に關して、原告には、一九三四年法改正（雜規定）法第一条第二項c号により、何ら請求権がない。

(ii) (i)の主張が誤っているとしてみても、それでもなお、本件の証拠および適切に適用されうる法原理に基づき、第一審裁判官は、損失が、全く証明されなかったか、または一九七六年致命的事故法に基づいて裁定された額（二、〇〇〇ポンド）を超えない、と判示すべきであった。

(iii) 生命の期待の喪失を理由として裁定された損害賠償額(一、七五〇ポンド)は、かかる損失に対する現在の一般的な額(一、〇〇〇ポンドを超えない)よりも実質的に高い。

(iv) 特別損害に含まれる故人のための墓石または追悼碑の建立の見積費用(五九五ポンド)に関して、第一審裁判官の裁定には誤りがある。

(2) 判決

上訴棄却。ただし、上訴理由(iii)に関連して、第一審判決において裁定された生命の期待の喪失を理由とする損害賠償金を一、七五〇ポンドから一、二五〇ポンドへと減額する。

(3) 判決の要旨

(i) ミーテ判事 (Megaw L. J.) (少数意見)
(上訴理由(i)に関して)

ピケット対英国鉄道工事会社事件貴族院判決 (Pickett v. British Rail Engineering Ltd. [1980] A. C. 136) は、原告のピケット氏が存命中に自ら訴訟を提起し、かつ、短縮された生命の期待を理由とする損害賠償金を含む身体傷害に対する判決を得ていた事件の判決であった。ピケット事件を審理した第一審裁判官は、本院のオリヴァー対アッシュマン事件判決 (Oliver v. Ashman [1962] 2 Q. B. 210) により拘束され、したがって、ピケット氏の生命が被告の過誤の結果短縮されるであろう

と予期される年月、いわゆる「失なわれた年月」の間の同氏の潜在的所得に関して、いかなる損害賠償金も裁定できなかった。同氏は上訴したが、審理前に死亡した。彼の死亡は、被告の過失により生ぜしめられた身体の損傷を原因としていた。その時点では、彼の寡婦にとって、一九七六年致命的事故法に基づき訴訟手続を開始するのは手おくれであった。なぜならば、貴族院よりも下級のすべての裁判所を当時拘束しており、またいまだに拘束している諸先例により、身体傷害を負った者によりそれを理由として提起された訴訟が一度判決に至ると、その場合には、その者の死亡に際しては、その死が被告の過誤により生ぜしめられたとしても、被扶養者による致命的事故法に基づき損害賠償請求はありえないからである。そこには明白な不正義が存在した。オリヴァー事件判決は、原告が、失なわれた年月に得たであろうものに起因する損害賠償金を存命中に請求することを妨げた。また彼の死後、訴訟により彼の寡婦および他の被扶養者が、彼らの損失を回復することも妨げられた。貴族院は、ピケット事件において、オリヴァー事件判決を変更することに、その不正義を矯正したのであった。貴族院は、オリヴァー事件判決と同様の趣旨の以前の諸判決が誤っているとは述べなかつたので、後に死亡につながった侵害を理由とする損害賠償金に対する判決を自らが存命中に得ている者の死後

は、訴えが致命的事故法に基づき提起されえない、というのはいまだに法である。しかし、犠牲者により提起され、その者の存命中に判決に至る訴訟においては、その犠牲者は現在では、ピケット事件貴族院判決の結果、短縮された生命の期待に対する賠償金を含むばかりでなく、短縮された生命の期待を参照することにより、彼が何ら得ることができないと推定される年月、すなわち失なわれた年月、に彼が得ることができたものに起因する賠償金を含む、損害賠償金を得ることがができる。

本件の第一の争点（上訴理由）に關する議論の第一段階は、ピケット事件貴族院判決が、本件のような事件にはピケット事件と同じ方法で判決が下されることになるということ、すなわち、一九三四年法改正（雜規定）法に基づき訴えを提起している原告が失なわれた年月における失なわれた所得に起因する損害賠償金を請求する権利を有するという、を明示的に推定したのであるか否か、または傍論によりそのような見解を表明しているか否かである。

私が思うに、本件はピケット事件貴族院判決の判決理由の範圍に入らない。しかしながら、同判決の多数意見の正確な分析により、傍論において、失なわれた年月の所得が、犠牲者自身によりなされる請求においてと同様に、一九三四年法に基づく請求においても、回復されべきである、との明確な意見の一

死者の逸失利益に關する損害賠償請求権の存続

致が見られるならば、あえて異なる結論を導き出すことはなかなかできない。

原告側は、ピケット事件貴族院判決の各意見の分析によれば、失なわれた年月の所得は、犠牲者自身が訴えを提起したピケット事件と同様に、人格代表者による訴えにおいても回復されうるとの見解が傍論にあると主張している。例えば、サーモン判事（Lord Salmon）の意見の一節、すなわち、「一方において、請求は、幼児またはその者の遺産のためになされうる……他方において、請求は、壮年の者により、またはその者が死亡するならば、その者の遺産のために、なされうる……」がそれである。他の裁判官の意見の中にも「または遺産」という文言への同様の言及がある。原告側は、このことが示しているのは、ピケット事件貴族院判決においては、失なわれた年月における所得を理由とする損害賠償請求権のためには、遺産のための訴え（一九三四年法に基づく訴え）は被害者自身により提起される訴えと何ら異ならないと考えられていたということである、と主張している。他方、控訴院および貴族院においては、ピケット氏の訴えは彼の遺産のために遺産管理人により引き継がれたことに留意しなければならない。当該訴訟は、一九三四年法に基づく訴えではなかったが、實際上、控訴院および貴族院においては、遺産のために行なわれた。

ピケット事件貴族院判決においては一九三四年法に基づく請求にも適用されうる指針を与えることが意図されていたということを示すものとして、原告側が依拠するもう一つの事柄は、同判決において、損害賠償金が重複する可能性が強調されたことである。例えば、スカーマン判事 (Lord Scarman) は、「第六に、ウィルバーフォース判事 (Lord Wilberforce) が指摘したように、いくつかの場合には、二重請求、すなわち、失なわれた年月に得られたと思われる所得を理由とする損害賠償金を遺産と被扶養者の両方が請求すること、の危険がある。」と述べている。そのような二重請求の危険は、一九三四年法に基づく訴えにおいて遺産が失なわれた年月の所得に関して何ら回復する権利を有しないならば、存在しないことになる。

被告側は、スカーマン判事の意見のものと後の一節、すなわち、「第六番目の異議は、この問題が決定されねばならない事件において更に議論と分析がなされれば、満足のかゆく司法的解決につながるかもしれないといえ、不可避的であるように思われる。しかしこの問題には立法が必要であると思われる。」に言及することにより、この問題に答えようと努めている。被告側は、たなほた式の利益 (windfall benefit) という問題が生ずる事件において更に議論および分析がなされれば、実際に、司法的解決につながる、と主張しているのである。

被告側はまた、ピケット事件貴族院判決において、たとえ傍論によってあれ、一九三四年法に基づく訴訟に関して見解を述べるのが実際に意図されていたとするならば、被害者が勝訴判決を得る前に死亡している場合には、致命的事故法に基づく被扶養者の請求が妨げられることには何ら問題がないのであるから、オリヴァー事件控訴院判決を変更する主たる理由が、一九三四年法に基づく請求に関しては妥当しないという事実と言及することがなかったことは、少なくともありそうもない、と主張している。致命的事故法に基づく被扶養者による請求および一九三四年法に基づく遺産による請求は、本件のように一つの訴訟において、同時に生じうる。

被告側はまた、ピケット事件貴族院判決において、一九三四年法改正(雑規定)法第一条第二項c号の規定について論ずることなく、同法に基づく請求における失なわれた年月に関して、法的状況についての試験的見解以上のものを述べることに意図されていたというのは、まったくありそうもない、と主張した。なぜならば、被告側は、いかなる見解に基づいても、またその制定法の条項に関する被告側の主張が正しかろうと誤ってしようとして、本争点に関する結論を得るためにはその条項が無視されえないということが非常に重要であると主張しているからである。過去においては、当該制定法の条項は少なくとも本争

点に関連があるのみなされてきている。したがって被告側は、ピケット事件貴族院判決は、本院が現在考察している争点に関する指針を与えるものとして扱われるべきではない、と主張している。

諸状況からみて、私が思うに、本院は当該争点を自ら考察する権利を有しているばかりでなく、またそうしなければならぬ。勿論、そうする際には、本院は、ピケット事件貴族院判決の各意見から得られる指針を類推により求めなければならぬ。

一九三四年法第一条第二項c号に基づく被告側の主張を考察する前に、私は、カンダラ対英国欧州航空会社事件判決(Kandalla v. British European Airways Corporation [1981] Q. B. 158)においてグリフィス判事(Griffiths J.)により述べられた見解に完全に同意するということを述べておきたい。同判事は、本件のような事件を扱っていたのであり、そして、オリヴァー事件判決により生ぜしめられ、ピケット事件貴族院判決により軽減された困難に言及していた。同判事は、「給与所得者が事故で死亡し、損害賠償請求が、一九三四年法に基づき遺産のために、また致命的事故法に基づきなされている本件のような事案においては、同様のジレンマは生じない。なぜならば、両方の訴えは両立しうるからである。両親に対しては、致命的

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

事故法に基づく損害賠償金裁定によって正義は達成されうる。致命的事故法に基づく損害賠償額を超える、『失なわれた年月』を理由として一九三四年法に基づいて裁定される損害賠償金は、両親にとつては純粹にたなぼた式の利益になってしまう。……『失なわれた年月』を理由とする請求が遺産のために存続する、と決定することから不可避的に生ずるように思われるこれらの結果を歓迎することはできない。……」と述べている。

被告側の主張の根拠は、既に述べたように、一九三四年法第一条第二項c号である。被告側は、一九三四年法第一条第一項の規定と共に、ピケット事件貴族院判決の結果、原理上、原告が、失なわれた年月を理由とする所得喪失に関する請求において、同法第一条第二項c号の規定が当該損失を損害賠償額算定から排除するのでなければ、勝訴する権利を有することを認められている。

同法第一条の関連規定は次の通りである。

- 「(1) 本条の諸規定の制約の範囲内で、本法施行後のいかなる者の死亡に際しても、……死者に帰属する訴訟原因すべては……死者の遺産の利益のために存続するものとする。……(2) 訴訟原因が前項のように死者の遺産の利益のために存続する場合には、死者の遺産の利益のために請求されうる損害賠償金は、……(c) 死者の死亡が、訴訟原因を生ぜしめる行

為または不行為により引き起こされた場合には、葬儀費に關する金額が含まれうることを例外として、死者の遺産に対して死者の死亡の結果生ずる損失または利益を考慮することなく、算定されるものとする。」

既に引用したカンダラ事件において、被告側の主張は、「失なわれた年月」に關して認定された所得は、c号の意味の範囲内における、遺産に対して死者の死亡の結果生ずる利益にあたり、……したがって請求されえない、というものであった。グリフィス判事は当該主張を退け、ローズ対フォード事件貴族院判決 (Rose v. Ford [1937] A. C. 826) におけるアトキン判事 (Lord Atkin) の意見に言及した。アトキン判事は、その意見において、「明らかにこの規定は、死者の遺産がいかなる損害賠償金の裁定によっても全く利益を得ることにはならない、ということの意味しているのではない。なぜならば、そのような解釈は不合理となるからである。」と述べている。

本件における被告側の主張は「損失」という文言に言及してゐるのであって、「利益」という文言に言及してゐるのではない。一九三四年法第一条第一項の効力により、死者の人格代表者により提起される訴えにおける損害賠償金は、死者の遺産に対して死者の死亡の結果生ずる損失を参考することなく、算定されなければならない。当該損失は、故人が、死亡により、

以後所得を得られないという事実により生ぜしめられる損失であり、したがって、原告が遺産の利益のために請求できる損害賠償金を算定する際には排除されることになる損失である。

被告側弁護人は、被告側の第一条第二項c号の解釈が誤っているならば、一九三四年法の制定から四半世紀以上後のオリヴァー事件判決までの間、本件のような事件において、失なわれた年月の所得に關する損害賠償金を求める請求が認められることを妨げるものは何もなくたであろう、と指摘している。しかし、かかる四半世紀以上の間において、諸判例から見る限り、失なわれた年月の所得喪失が主張されようとしたのは一件だけであり、それもその事件、スレイター対スプリング事件 (Slater v. Spring [1936] 1 K. B. 83) においては、原告側弁護人はその主張を引込めている。同事件の判決においてマッキノン判事 (Mackinnon J.) は、「将来の所得の喪失に基づく請求は、一九三四年法第一条第二項c号により排除される、というのが私の見解であったはずである。」と述べている。本件被告側弁護人が、第一条第二項c号は失なわれた年月における所得の喪失を理由とする損害賠償金を排除する、というのが一九三四年から一九六一年における弁護士の一般の見解であったはずである、と述べたのは正しいように思われる。オリヴァー事件判決において、スレイター事件判決におけるマッキ

ノン判事の見解を認容しないとする意見が述べられたのは真実である。前者の判決においてホルロイド・ピアース判事 (Hollroyd Pearce L. J.) は、「存命中の原告の場合と死者の遺産の場合との間に損害賠償金算定の区別を設けることはできない。」と述べている。しかし、オリヴァー事件判決がピケット事件貴族院判決において認容されなかったことに留意すれば、スレイター事件判決におけるマッキノン判事の見解を退ける根拠は、説得力の多くを失なっている。

一九三四年法の制定日からオリヴァー事件判決の間における同法第一条第二項c号の意味に関する言及の内でも最も重要なものは、ローズ事件判決におけるライト判事 (Lord Wright) の意見の中の見解に見られる。同判事は、「……第一条第二項c号は、死亡が違法な行為により生ぜしめられた場合には、損害賠償金が一般的に算定されることを前提としているが、しかし、遺産に対して死亡の結果生ずる損失または利益を当該算定から排除している。……言及されているものの明白な事例は、一方においては死亡に際して支払われることになる保険金、他方においては死亡に際して支払いが停止される年金、のような事項である。これらは、いかなる損害賠償金が存続しうるかという問題には関連がない。なぜならば、死者は、そのような利益を得ることも、そのような損失を被ることも、できなかった

からである。それらのものは、本件の諸目的のためには、死者の死亡後のものであり、またその死亡とはわずかに関連しているにすぎない。葬儀費は同じ範疇の明白な事例を形成する。」と述べている。

またライト判事は、一九三四年法第一条が、死者の人格代表者に対して、死者自身が有していなかった権利を与えはしないことを強調している。同判事は、「しかしながら、人格代表者は、死者が生きていたならば強行できたもの以外のいかなる権利も有しはしない。」と述べている。

制定法解釈の通常原則に基づけば、遺産が回復しうる損害賠償金から一九三四年法第一条第二項c号により排除されるすべてのものは、故人が死亡しなかったならば請求しえたであろうものでなければならぬ。さもなければ、規定を設けた意味がない。第一条第二項c号により排除される損失の例として、ローズ事件貴族院判決においてライト判事が挙げたのは、年金であった。年金または他の生涯的権利は、短縮された生命の期待を証明でき自己のために訴えを提起した原告によってならば、請求できる損害賠償金の一要素であったであろう。被害者が、自己の提起した訴訟において、判決を得る前に死亡する場合に、かような損失が、損害賠償金算定の際に勘定に入れられないならば、私が理解するところでは、失われた年月の所得喪

失も勘定に入れられるべきではないということになるはずである。ピケット事件貴族院判決において少数意見を述べたラッセル判事 (Lord Russell of Killowen) は、これらの目的のためには、被害者の有する生涯の権利と失なわれた年月の潜在的所得との間には根拠の確実な差異がないことを認めている。またスカーマン判事もかかる差異がないことを認めている。

原告が訴えを提起し、死亡前に判決を得た場合には、原告の請求は、被告の過誤により生命の期待が短縮されたことが証明されたならば、生涯的権利、年金等の喪失を理由とする損害賠償金を適切に含みえたであろう。しかしながら、かような財政上の利益の喪失は、遺産に対して死亡の結果生ずる損失となる。したがって、かような財政上の利益の喪失は、死者の人格代表者により遺産のために訴えが提起される場合には、第一条第二項c号に基づき損害賠償金算定から排除される。また、所得の喪失についても、かような損失が死亡の結果生ずるならば同様である。被害者が、例えば六か月間または一年間生きていて、訴訟提起前または判決前に死亡したならば、彼の被った侵害により生じた、死亡の日に至るまでの所得の喪失は、一九三四年法に基づく訴えにおいては、損害賠償金の一部として請求されうる。なぜならば、かかる所得の喪失は、死亡前の損失であり、死亡の結果生じたものではないからである。しかしなが

ら、それ以後の所得の喪失は、死亡の結果生ずるものであり、第一条第二項c号により排除される。

私の意見では、第一条第二項c号の意味および意図は、「葬儀費に関する金額が含まれることを例外として」という文言から確認される。被害者が、死亡前に、訴えを提起し判決を得たならば、ピケット事件貴族院判決により失なわれた年月の所得を理由とする損害賠償金を請求する権利を有するよう、予期される葬儀費を理由とする損害賠償金を請求する権利を彼が有すべきではない理由は、理解されない。起草者または立法府がc号に例外を設けたという事実は、かような明示の例外なくしては、葬儀費が同号のそれより「訳文で」後の文言により排除されてしまうという根拠に基づくものであったはずである。そのことが必然的に意味するのは、葬儀費が、遺産に対して死亡の結果生ずる損失であったということである。しかし、葬儀費がそのような損失であるならば、いかなる推論によっても、失なわれた年月の所得がそのような損失ではない理由はない。しかし、失なわれた年月は、勿論、葬儀費が明白に例外とされていることとは対照的に、例外とされていない。

原告側は、短縮された生命の期待を理由とする損害賠償金が、一九三四年法に基づく訴えにおける損害賠償金の一部として請求されうる、と主張している。短縮された生命の期待を理

由とする損害賠償金が一九三四年法第一条第二項c号により排除されないならば、なぜ失なわれた年月の所得に起因するものとされうる損害賠償金が排除されなければならないのであるか。生命の期待の喪失は、その言葉のいかなる意味においても、遺産に対して死亡の結果生ずる損失ではない、というのがその答であるように思われる。被告側は、苦痛が遺産に対する損失ではなく被害者に対する損失であるように、生命の期待の喪失は、遺産に対する損失ではなく、被害者自身に対する損失である、と主張している。遺産に対する損失であるためには、損失は財政的な剝奪でなければならぬ。生命の期待の喪失は、一般的な損害賠償金に対する権利を生ぜしめるが、死亡の結果生ずる損失ではない。一九三四年法に基づく訴えにおいては、短縮された生命の期待を理由とする損害賠償金算定のためには、死亡の日は問題とならない。損害賠償金を得る権利および適切な賠償額の算定は、死亡前に存在した。しかしながら、失なわれた年月における所得の喪失に関しては、死亡するまで、かかる損失は発生せず、また損害賠償額も算定されえない。したがって、これは遺産に対して死亡の結果生ずる損失である。

一九三四年法第一条第二項c号の趣旨は、同法に基づく訴えにおいては、故人が失なわれた年月に得たであろう所得に起因

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

するものとされうる損害賠償金という一要素が、損害賠償額算定から排除される、というものである。被扶養者は、致命的事故法に基づき補償を得られる。かかる補償は、失なわれた年月の所得という理由により実質的に増額されうるが、故人に財政的に依存していなかった者は、付加的損害賠償金を得られない。

したがって、本件原告は、将来の収入の喪失に関して遺産のために裁定された六、六五六ポンドを請求する権利を有していない。しかし、かかる権利が排除されたからといって、致命的事故法に基づき裁定された損害賠償金が混同されることにはならない。

(上訴理由(ii)に関して)

上訴理由(i)についての結論が正しければ、上訴理由(ii)についての決定は必要ではないが、前者について異なる結論に達していたならば、後者については以下のようになる。

一九三四年法に基づく訴えにおいて、遺産が、失なわれた年月における収入の喪失を理由とする損害賠償金を回復しうるならば、推定上、ピケット事件のような訴訟において適用されるのと同じ法原理が適用される。裁判官は、失なわれた年月の所得を算定するにあたって、推量を働かせなければならぬが、これは、致命的事故法に基づく訴えにおいて、依存状態価額を

算定する場合と同じである。かかる算定をなす場合には、ピケット事件貴族院判決においてウィルバーフォース判事が述べたように、「失なわれた年月の間に犠牲者が多分必要としたであろう生活費」を差し引かなければならない。その理由は、犠牲者が残った金で被扶養者等を養うであろうからである。また同判事は、幼児の場合には、現在または将来の所得は問題となりえないと述べており、さらに、所得を得ようになろうとしている青年の場合には、算定額は多分低いものであると述べている。本件は後者の場合にあたる。犠牲者自身の生活費が差し引かれるのであるから、問題は、犠牲者が失なわれた年月の間生きたならば浪費家であったであろうか否かである。浪費家ならば残す金は少ないのであるから、損害賠償額は低いことになるが、本件では証拠がない。裁判官が予想しなければならぬのは、故人が、生きていたならば、結婚したであろうか否か、したとすればいつであるか、子供をもうけるか否かなど種々であるが、第一審裁判官が法原理の適用を誤ったとは言えない。

上訴理由(i)につき異なる結論に達していたならば、この項目に関する同裁判官の損害賠償額算定に異議を唱えなかつたはずである。

(上訴理由(iii)に関して)

短縮された生命の期待を理由とする一般的損害賠償額は、イ

ソフレの影響があるために、不変ではありえない。裁定をなすことに再算定するのも不適切であるし、以前の判決から損害賠償額を取り出し、ケンプ・アンド・ケンプの『損害賠償額』第四版(Kemp & Kemp, *The Quantum of Damages*, 4th ed. (1975))の計算表から貨幣価値の下落を補う関連要因を取り出し、乗算するのも不適切である。第一審裁判官は、後者の手法を用いたのである。ウィルシャー対ガードナー事件判決(*Wilshire v. Gardner*) (一九七九年二月六日、判例集不掲載)において、グリフィス判事は、「この種の損害賠償額裁定においては、いわば数歩ずつ進まなければならない。……今日の貨幣価値を考慮して、その項目における公正な額は、一、二五〇ポンドと思われる。」と述べており、同判事の意見および裁定額に同意する。高等法院女王座部の他の裁判官が最近裁定した額が一、七五〇ポンドに達していることを留意しているが、一九七九年七月当時(本件第一審判決時)においては、かかる額は一、二五〇ポンドであった。

この項目における第一審裁判官の裁定額を五〇〇ポンド減じ、一、二五〇ポンドとする。

(上訴理由(iv)に関して)

原告が葬儀費を請求する権利を有することには疑いがない。

法原理、および、証拠に基づく損害賠償額裁定に関して、第一

審裁判官の決定には不備がないので、特別損害に関する同判事の裁定に異議はない。

第一に、一九三四年法に基づく訴えにおける将来の収入の喪失に関しては、いかなるものも請求されえないものとし、第二に、短縮された生命の期待に関しては、損害賠償額を一、七五〇ポンドから一、二五〇ポンドへと減ずるものとする限りにおいて、上訴を認容する。

(ii) ブランドン判事 (Brandon L. J.) (多数意見)
(上訴理由(ii)(iii)(iv)に関して)

上訴理由(ii)(iii)(iv)に関しては、ミーゴ判事の結論および同判事がそれらの結論に添えた理由に同意する。

(上訴理由(i)に関して)

ピケット事件において貴族院は、存命中の原告が、被告の過失の結果、生命の期待を短縮された場合には、原告が、失われた年月に得たであろう所得に関して損害賠償金を請求する権利を有する、と判決した。本件での問題は、ある者が被告の過失の結果死亡した場合に、前者の遺産が失われた年月の所得に関して損害賠償金を回復できるか否かであるが、これは一九三四年法第一条にかかっている。第一条第一項から、ある者

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

が、被告の過失の結果、即死か、またはともかく訴えを提起し判決を得る前に、死亡する場合には、そのような過失に関する訴訟原因が死亡直前に帰属したことは明らかであり、したがって、かかる訴訟原因は遺産の利益のために存続することになる。

かようにして存続している、過失を理由とする訴訟原因は、ピケット事件貴族院判決に基づき、故人に、失われた年月における所得の喪失に関して、損害賠償請求権を与えたであろうものである。第一条第二項c号が反対の趣旨のものではないならば、第一条第一項に基づき故人の遺産の利益のために存続した当該訴訟原因は、右の損失に関して、遺産に損害賠償金を回復する権利を与えるはずである。したがって、重要な問題は、第一条第二項c号がかかる反対の趣旨のものであるか否かである。

この問題にある程度関連しているいくつかの判例があるといえ、本院を拘束している先例はないので、第一条第二項c号自体の文言を考察し、その後、その意味が諸判例により支持されるか否かを見ることがする。

第一条第二項c号は、ある者の死亡が、訴訟原因を生ぜしめる行為または不行為を原因として発生し、その者の遺産の利益のためにかかる訴訟原因が第一条第一項に基づき存続している

場合の損害賠償額算定を扱っている。同号は、そのような場合には、遺産の利益のために請求されうる損害賠償金が、遺産に対して関係人の死亡の結果生ずるいかなる損失または利益をも参照にすることなく算定されるものとする、と規定している。

関係する訴訟原因が遺産の利益のために存続すること自体が、遺産に対する利益である。なぜならば、かかる存続がなかったならば、遺産は損害賠償金を回復することができないからである。かかる利益は、ある意味で、死亡の結果生ずるものであるが、「遺産に対して死亡の結果生ずる利益」という文言には含まれない。なぜならば、含まれるとすれば、第一条第一項自体の趣旨が打ち破られてしまうからである。したがって、「遺産に対して死亡の結果生ずる利益」という文言は、生命保険や事故保険に基づき支払われる金銭等に言及していると解釈されなければならない。この見解に基づけば、第一条第二項c号の意味は、遺産に対する利益に関する限り、死亡直前に故人に請求権が帰属した損害賠償金は、右の保険金等の利益があったからといって減額されないものとする、というものである。当該解釈を適用すると、死亡直前に故人に請求権が帰属した損害賠償金は、遺産に対して故人の死亡の結果生ずる付随的損失があったからといって増額されないものとする、ということになる。「遺産に対して死亡の結果生ずる損失」という文言は、

損害賠償請求権が死亡直前に既に故人に帰属していることに關する何らかの損失を含むものとは解釈されるべきではなく、検認を得るための費用、遺産管理費、相続税等に言及していると解釈されなければならない。この見解に基づけば、第一条第二項c号の意味は、失なわれた年月における所得の喪失のような損失に關して、死亡直前に既に故人に帰属していた損害賠償請求権を遺産から奪わないが、遺産が回復しうる損害賠償金は、右の遺産管理費や相続税等を支払ったからといって増額されない、というものである。

以上が、判例を参考にすることなく、文言を考察した場合の第一条第二項c号の解釈に關する暫定的な見解である。以下では諸判例を考察する。一九三四年からオリヴァー事件判決が下された一九六二年までの間には、故人の遺産の利益のための権利の存在に關する傍論を含む三つの判例がある。

第一の判例であるスレイター事件判決におけるマッキノン判事の見解は、私の第一条第二項c号の解釈と矛盾するが、傍論であるし、詳細な推論により支持されていないので重要視することはできない。

第二の判例は、遺産管理人が、一九三四年法に基づき、生命の期待の喪失を理由として損害賠償請求をしたローズ事件であるが、貴族院は、第一に、被害者の死亡前に、生命の期待の喪

失を理由として訴える権利を与える訴訟原因がその被害者に帰属したと判示し、第二に、同法に基づき訴訟原因が遺産の利益のために存続すると判示した。この判決は、私の第一条第二項c号の解釈と一致しており、ここでは生命の期待の喪失は遺産に対する損失ではないことが当然のこととされている。本件被告は、この点に関して、生命の期待の喪失と将来の所得の喪失は、前者が、金銭的損失ではなく、遺産に対する損失にあたらないのに対して、後者が、金銭的損失であり、遺産に対する損失にあたるとの根拠に基づき、区別されると主張したが、それは区分の有力な根拠とはならない。

同判決自体は、私の見解を支持するように思われるが、ライト判事の意見の中には、私の見解と一致しない見解がある。同判事は、「本上訴においては直接的には重要ではないが、この但書の全範囲を検討する必要はない。言及されているものの明白な事例は、一方においては死亡に際して支払われることになる保険金、他方においては死亡に際して支払いが停止される年金のような事項である。」と述べている。しかし、ピケット事件貴族院判決においてラッセル判事は、在命中の原告が、失なわれた年月における所得の喪失を理由として損害賠償金を請求できるならば、継承的基金の生涯権者として有する収入のような他の収入の喪失を理由とする損害賠償請求もできなければなら

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

ない、との見解を述べている。この見解に基づき先のライト判事の見解を正しいとすれば、当該規定は、故人の遺産が失なわれた年月の所得の喪失を理由として損害賠償金を回復するの妨げることになる。私の見解では、ライト判事は、死亡により停止する年金に関して見解を述べたときに、生命を短縮された存命中の原告が、失なわれた年月の年金の喪失を理由とする損害賠償請求権を有しうることに、および、そのような権利が死亡直前に故人に帰属していることの可能性などは、念頭になかった。以上のような状況から、ライト判事の傍論を重要視することはできない。

第三の判例であるハリス対ブライツ・アスファルト建築会社事件高等法院女王座部判決 (Harris v. Brights Asphalt Contractors Ltd. [1963] 1 Q. B. 617) は、スレイド判事 (Slade J.) は、存命中の原告には失なわれた年月の所得を理由とする損害賠償請求権がないとしたが、同判決は、ピケット事件貴族院判決により明示的に変更されている。しかし同判事は、一九三四年法第一条第二項c号に関連して、有益な見解を述べている。

そこにおいてスレイド判事は二つのことを述べている。第一に、存命中の者が失なわれた年月の所得の喪失を理由として損害賠償請求をしうるならば、第一条第二項c号があるとはい

え、一九三四年法施行後、故人の遺産の利益のために、同様の損害賠償請求が存続することが主張されなかったのは不思議である。第二に、そのような主張は、失なわれた年月の所得の喪失を理由とする損害賠償請求権が故人の死亡直前に帰属しており、したがって、かかる損失は第一条第二項c号の範囲内に入らない、という根拠に基づきなされる。同判事の見解は、幾分遠回しではあるが、私の第一条第二項c号の解釈を支持するものである。

オリヴァー事件判決からピケット事件貴族院判決までの期間においては、この問題に関する判例はない。しかし、オリヴァー事件判決自体においてホルロイド・ピアース判事は、存命中の原告が失なわれた年月の所得を理由とする損害賠償請求をしうるならば、第一条第二項c号は、故人の遺産の利益のための同様の請求権を排除しない、と考えていた。

最も重要な判例としてのピケット事件貴族院判決は、生命の期待を短縮された存命中の原告が、失なわれた年月の所得に関して、損害賠償請求権を有するというものであった。原告が、第一審後、上訴審前に死亡したために、結果的に、当該請求は故人の遺産の利益のためのもとなった。最初から故人の遺産の利益のために提起された訴えではなかったのであるが、しかし、多数意見を構成した三名の判事の意見には、一九三四年法

に基づき故人の遺産のために提起された失なわれた年月の所得を理由とする訴えも、同様に勝訴しうることを示しているように思われるものがある。

第一のものは、存命中の原告によるものかまたは遺産によるものかを問わずなされる損害賠償請求への言及であり、第二のものは、一九七六年致命的事故法に基づく請求との重複の言及である。第一のものは、貴族院段階で請求権が存命中の原告から遺産管理人に移っているという当該請求の特別な性格により説明されるが、しかしこれはあまり説得的ではない。第二のものについては、存命中の原告が一度損害賠償をうければ、一九七六年法に基づく被扶養者による請求がもはやなされないというのが正しい原則とされており、したがって、重複の問題に関して、一九三四年法に基づく故人の遺産の利益のための請求から生ずる重複が言及されていたのである。したがって、それらの意見は、一九三四年法に基づく故人の遺産の利益のためになされた失なわれた年月の所得の喪失を理由とする損害賠償請求が、第一条第二項c号により排除されるか否かを特定の考察したものではないので、同号に関する先の私の暫定的見解を支持するものであっても、重要性には限りがある。

ピケット事件貴族院判決以後の本件第一審において、裁判官は同判決に拘束されると考えている。また、本件第一審以後に

二つの高等法院判決がある。カンダラ事件判決において、グリフィス判事は、失なわれた年月の所得の喪失を理由とする損害賠償金が、故人の遺産の利益のために請求されうる、と判示した。同判事は、ローズ事件貴族院判決およびピケット事件貴族院判決に拘束されると考えており、第一条第二項c号によりかかる請求が排除されるという主張を退けている。ただし、同判事が到達した決定はしぶしぶのものであった。つまり、被扶養者にとってのたなほたの利益という極めて不満足な結果を生ぜしめると同判事は考えていたのである。またウィルシャー事件判決において、同判事は、カンダラ事件判決を再考した結果、同判決から離れるべきではないと考えている。

以上の諸判例の検討の結果、結論として、第一条第二項c号の解釈についての私の暫定的見解およびピケット事件貴族院判決を筆頭とする諸判例と矛盾する何らかの重要性を有する判例はない。

結果として、一九三四年法第一条第二項c号は、失なわれた年月の所得の喪失を理由とする、故人の遺産の利益のための損害賠償請求を排除しない、という見解を採る。

この見解は、正しいならば、グリフィス判事が指摘したような不満足な結果を生ぜしめるものである。一九三四年法が正しい解釈に基づき不満足な結果を生ぜしめるならば、それを矯正

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

するのは立法府である。

生命の期待の喪失を理由とする損害賠償金が、一、七五〇ポンドから一、二五〇ポンドへと減額されることに関して上訴を認容するが、他のすべての点については第一審判決を是認する。

(iii) サー・デイヴィッド・ケアンズ (Sir David Cairns) (多数意見)

(上訴理由(i)に関して)

ピケット事件貴族院判決においては、失なわれた年月の所得の喪失を理由とする損害賠償請求が、被害者自身によりなされることが強調されている。実際上の損失は被害者の被扶養者に対するものであり、それらの者に補償を与える方法は法の変更である、という主張に言及して、ウィルバーフォース判事は、「被害者の利益を考慮してないので、かかる主張は認められない。」と述べている。

しかしながら、ピケット事件貴族院判決の社会的正当化事由が、被扶養者に対する影響に基づくものであったことは明らかである。同判事は、被害者のための訴えに判決が下された後には、被害者の死亡後、致命的事故法に基づいては訴えが提起さ

れえないという仮定事項に言及した後に、「この仮定が正しければ、それは、失なわれた年月の所得を理由とする損害賠償請求を被害者に認める根拠を提供する。」と述べている。スカーマン判事は、「場合によっては被扶養者から依存状態を奪う法と、場合によっては遺産および被扶養者の両方に失なわれた年月に関して損害賠償請求をさせる法とは、後者の方が悪くない。」と述べている。

ピケット事件貴族院判決以後、遺族にとつての困難な問題はなくなっている。生命の期待が短縮される場合には、いかなる損害賠償請求も、失なわれた所得を理由とする請求を含みうる。被害者の存命中に判決が下されるならば、訴えの結果は、多分、遺言または無遺言の相続により、被扶養者にわたることになる。さもなくば、被扶養者は、一九七五年相続（家族および被扶養者のための供与）法（Inheritance (Provision for Family and Dependents) Act 1975）に基^{（き）}き請求できることとなる。訴訟が未決である間に被害者が死亡する場合には、被扶養者は一九七六年致命的事故法に基づき諸権利を有する。

ピケット事件貴族院判決において、ベンハム対ギャンプリン^{（Benham v. Gambling [1941] A. C. 157）}事件貴族院判決（Benham v. Gambling [1941] A. C. 157）が区別されたのは、後者の事件が金銭的損失に関するものではなかったからであり、請求が遺産の利益のためのものであり、

被害者自身のためのものではなかったからではない。しかし、ピケット事件貴族院判決において意見を述べた判事のいずれかが、失なわれた年月を理由とする損害賠償請求権は一九三四年法に基づき存続しないと考えたならば、これは区別の理由として明示的に述べられたであらう。

問題の損害賠償請求権は、一九三四年法第一条第二項c号により排除されない限り、同法に基づき存続することが認められる。被害者の死亡の結果生じたいかなる損失も、死亡前には存在しえなかったのであり、したがって、第一条第一項に基づき存続しえたいかなる請求も第一条第二項c号により排除されないと見えよう。第一条第二項c号は単に用心のために挿入されたと言えよう。葬儀費を残しておいたことは、それより〔訳文で〕後の文言が、死亡後に生ずるある種の損失を排除し、死亡後の損失にのみ言及するものであることを示している。

生命の期待の喪失という損害と、将来的所得の期待の喪失という損害との間では、前者が被害者の身体に関係し、後者が被害者の遺産に関係するという根拠に基づいては、有効な区別はなされない。ピケット事件貴族院判決は、将来的所得の喪失という予想が存命中の被害者にとって金銭的価値のあるものであることを確立している。被害者の死亡後に遺産の利益のために請求されるものは、死亡から生ずる実際上の損失ではなく、死

亡前に存在した喪失予想の価額である。ミーゴ判事に、第一条第二項c号は将来的所得の期待の喪失に関する請求を妨げる、と判示させた考慮事由の説得力を認めながらも、この問題についてはブランドン判事と同じ結論に達した。

(上訴理由(ii)(iii)(iv)に関して)

将来的所得の期待の喪失に基づく請求が認められるならば、裁定された損害賠償額に干渉すべき理由はない。ミーゴ判事が述べた理由により、生命の期待の喪失を理由として裁定された損害賠償額が一、二五〇ポンドへと減額されることに同意する。墓石については、第一審裁判官が葬儀費の一部として裁定した額に同意する。

損害賠償金総額を五〇〇ポンド減ずることを除いて、上訴を棄却する。

上訴人(被告)は更に貴族院に上訴した。

ギャンメル事件およびファーンネス事件は、同じ法律問題を含むため、貴族院において併合審理されることになった。

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

三 両事件併合貴族院判決

(1) 当事者の主張

(i) ギャンメル事件上訴人(被告)側

① 一九三四年法第一条第二項c号は、失なわれた年月に関して請求される損害賠償金の裁定を不可能にしている。

ピケット事件判決において、貴族院は、生前に訴えを提起した存命中の原告の場合のみを考察していることを強調しており、同判決において述べられたものは、事件が貴族院に至った時に存在していた状況、すなわち、第一審判決後に原告が死亡し、遺産管理人が上訴を引き継いだ状況、にのみ関連していた。故人に代わって提起された訴えに言及したものは傍論である。本上訴の争点は、ピケット事件貴族院判決においては十分に論じられていない。

一九三四年法に基づく損害賠償金が目的としているのは、原告が失なったものに対して補償を与えることである。同法が損害賠償金に関するすべての権利を故人の遺産に移転させるならば、損失を被っていない者が補償を受けることになる。新たな訴訟原因を創設した致命的事故法と異なり、一九三四年法第一条第一項は、単に、死亡前に帰属した訴訟原因が死亡後も存続すると定めたのである。この場合において、第一条第二項c号が失なわれた年月に関する損害賠償請求を妨げるのは、故人の

失なつた年月における失なわれた所得が、遺産に対して死亡の結果生ずる損失となるからである。

被扶養者に対する損失は、すでに致命的事故法により補償されている。致命的事故法の趣旨は、原告自身に対する損失に補償を与えるというものである。国会は、一九三四年法第一条第二項c号において、二重の請求を妨げることを意図した。第一条第二項c号は、失なわれた年月に言及するものと解釈されなければ、意味をなさない。

ピケット事件までは、致命的事故の事件において、失なわれた年月に関して損害賠償金が請求されるとは主張されなかった。先例を検討してみると、かかる損害賠償金が請求されるのは、存命中の原告によってのみである。

制定法の規定を解釈する場合には、不合理な結果が生じないように解釈しなければならない。被上訴人の解釈の結果は、人が生涯に得る以上のものを付与することになりうる。その者自身がそのような損害賠償金を請求できなかったのであり、かかる賠償額が彼の死亡後に人格代表者により請求されるというのは不合理である。

② ①の主張が退けられるとしても、損害賠償金算定の基礎が誤っていた。

ピケット事件判決において貴族院が与えた指針は、失なわれ

た年月を理由とする損害賠償金を算定する場合には、生活費を差し引くというものである。若い被害者が何らかの金を残したであろうというのは非現実的であり、第一審裁判官の算定は不合理である。貯蓄をしたであろう可能性があるならば、それは証明されなければならない。故人の所得能力についての現実的証拠がなかった場合には、損害賠償額は最小限のものであるべきである。

(ii) ギャンメル事件被上訴人(原告)側

一九三四年法第一条第二項c号には、三つの側面、すなわち、①解釈、②解釈に関連する政策、③解釈に関連しての損害賠償額算定、がある。

① 故人が将来の所得の喪失を理由とする損害賠償請求をした場合には、かかる請求は、一九三四年法第一条第二項c号により排除されない。故人の所得喪失、および、将来の所得喪失を理由とする損害賠償請求権取得は、遺産に対して死亡の結果生ずる損失または利益ではなく、訴訟原因を生ぜしめる行為または不行為の結果生ずるものである。

第一条第二項c号は、第一条の効力により存続する訴訟原因を排除するのではなく、かようにして存続している訴訟原因に関する損害賠償金算定を制約しているのである。故人は生前においては葬儀費を請求する権利を有していなかったのであるか

ら、かかる請求権は存続しえず、したがって、一九三四年法は葬儀費に関して例外を定めたのである。上訴人の解釈が正しいならば、葬儀費は、死亡後の段階に属するのであるから、遺産に対する損失となり、したがって、特別の例外を設ける必要がなくなってしまう。遺産に対して死亡の結果生ずる損失または利益は、故人が生前に損害賠償請求権を有した損失または利益ではないのであるから、死亡後に存続するとは言えない。所得の喪失は、死亡の結果生ずるものではない。それを生ぜしめる身体傷害を例としてみれば、かかる損失に関する損害賠償請求は、第一条第二項c号が排除しないので存続する。身体傷害は生命の期待および所得能力を奪うというのが現実であり、法的見地からすれば、訴訟原因はそれを理由とするのであって、死亡を理由とするのではない。

② 存命中の者から、将来の所得で他者を扶養する権利を奪うことは、不法行為により実際に生ぜしめられる損失である。その者が被扶養者を有していないからといって、遺産処分により他者に利益を与える能力を被告の不法行為により奪われるべきであるというのは、論理的要請でも法的要請でもない。上訴人の主張が正しければ、被扶養者を持たずして、不法行為者により死亡させられる者は、その不法行為によりかかる能力を奪われることになる。被害者は被扶養者が請求しうる以上のもの

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

を失なうことになる。さらに、債権者は債務者を突然失なうことになる。

二重請求の問題は、第一条第二項c号の解釈においては役に立たない。本件の損害賠償請求は、被扶養者が被った侵害が基準である致命的事故法に基づき損害賠償請求とは異なる。一九三四年法に基づき損害賠償額が算定される場合には、致命的事故法に基づき裁定されたすべての損害賠償額が考慮される。

本件は損害賠償額算定の諸原則を変更するものではない。いかなる変更もピケット事件貴族院判決から生ずるものである。

③ 第一条第二項c号においては、金銭的損失と非金銭的損失とは区別されていない。金銭的損失を理由とする損害賠償請求権の方が存続しやすいのは、生命の期待の喪失よりも正確に算定されるからである。

(iii) ギャンメル事件上訴人側補充主張

第一条第二項b号は、違約の場合には特別損害賠償金のみが請求されるものとすると定めていたのであり、国会が現実を認識していたことを示している。不法行為に関しては、一つの訴訟原因しか存在しえない。遺産が回復しうる損害賠償金を第一条第二項c号が排除しているのは、その損害賠償金が被害者によってならば請求されえただであろうものであることを示している。被害者の債権者は因果関係がないので、考慮されるべきで

はない。本件のような損害賠償額算定は、たなぼた式の利益を与えるものであり、損害賠償額算定の通常の法原理に反する。

(iv) ファーネス事件上訴人(被告)側

ギャンメル事件上訴人(被告)側の主張が本上訴にもあてはまる。

失なわれた年月を理由として第一審裁判官が裁定した損害賠償額は、公正な補償ではない。なぜならば、故人が過去において何らかの現実的な貯蓄をした証拠がなく、将来におけるその可能性もなかったからである。かかる裁定額は、致命的事故法に基づく二、〇二八ポンド(一〇パーセント減額されて一、八二五ポンド)を超えない額であるべきであった。

ファーネス事件被上訴人(原告)側は弁論を求められなかった。

(2) 争点

(i) 被告が法的に責任を負う事故の犠牲者が、訴訟提起前または判決前に死亡した場合には、被害者が生存していたならば有したであろう、失なわれた年月の間の所得喪失を理由とする損害賠償金を請求するための訴訟原因は、一九三四年法改正(雑規定)法第一条第二項c号により排除されることなく、そ

の被害者の遺産のために存続するか否か。

(ii) 争点(i)に積極的判断が下される場合に、失なわれた年月の間の所得喪失に関して、両事件の第一審裁判官が裁定した損害賠償額は、過大であったか否か。

(3) 判決(全員一致)

争点(i)につき積極的判断。

争点(ii)につき消極的判断。

両事件の上訴棄却。

(4) 判決の要旨

(i) ディプロック判事(Lord Diplock)

私は、両事件の上訴がともに棄却されるべきであると判示する点について、裁判官諸卿が同意見であると理解する。私も同意見であるが、それはしぶしぶのことである。なぜならば、私は、この結果が適切であるとも正当であるとも考えないからである。

一九三四年法第一条第二項c号の解釈については、ギャンメル事件控訴院判決の多数意見による解釈を認容する。両事件において第一審裁判官が裁定した損害賠償額に本院が干渉すべきか否かという問題については、干渉すべきではないと考える。

故人が兩事件におけると同様に若い場合には、法は、故人が若くして死亡しなかったならば、通常の稼働寿命の間にその故人に何が起りえたかについて、裁判官がまったくの推量でしかないことを行なうことを要請する。ファーネス事件判決における裁定額は、上訴裁判所が干渉しても正当化されるであろう境界線に近づくほどに高額ではあったが、それでもその境界線を超えるには至っていないと考える。

今日、イギリスにおいては、死亡を理由とする損害賠償金に関する法は、部分的には、現在一九七六年致命的事故法に統合されている立法を通じて国会により、また部分的には、各々の事件における司法的決定により、発展させられてきた。これがこの法の危険な点である。なぜならば、画期的な判決により提示される諸事実は、そこで述べられている法原理を、適用が簡単なものとして見せるかもしれないからである。しかし、これは後の経験により誤りとされうる。結果的に、死亡を理由とする損害賠償金に関する法は、社会的、道徳的または論理的な正当化事由が見出せない状態に達している。現在では国会のみが矯正できる泥沼状態に裁判所が第一歩を踏み出したのは、フロント対ラヴェル事件控訴院判決 (Flint v. Lovell [1935] 1 K. B. 354) であった。同判決においては、被った侵害により寿命が五、六年短縮されたであろう、六九歳の裕福で以前は健康で

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

あった存命中の原告は、一般的損害賠償金として裁定された総額四、〇〇〇ポンドの内の確認できない一部を「生命の期待の喪失」という項目の下に請求できる、と判示された。被害者が「失なわれた年月」の間に経験したのである生活の喜びおよび楽しみが生活の苦痛および悲しみと比較衡量される、現金換算での貸借対照表を作成することは、事件間で損害賠償額算定における非常な相違を生ぜしめるに至ったので、究極的にベンハム対ギャンブリング事件判決において、本院は、身体傷害を理由とする損害賠償金におけるこの要素が、極めて例外的な事件を除くすべての事件において、原告の特殊な事情または原告が喪失したと見積られる年数に関係なく裁定されるべき専断的なわずかな額に限定されるべきである、と判示しなければならぬと考えたのである。生命の期待の喪失を理由とする補償の基礎に基づいて損害賠償金を裁定することを正当化しえたいかなる論理があるとしても、それはベンハム事件判決により消滅したのである。

生命の期待の喪失を理由とする損害賠償金の裁定は、労働所得の補償を被害者の利益になるように計算したものと考えられてきたのかもしれない。オリヴァー事件判決において控訴院は、この結論を導き出し、失なわれた年月の間の喪失所得は損害賠償金の付加的項目として請求されえない、と判示した。存

命中の原告に関する限り、一九六二年までには、フリント事件判決とベンナム事件判決との間の一時的な逸脱の後、失なわれた年月を理由として裁定される損害賠償金の算定に関する法は、厳密な論理的正当化事由を欠いていたかもしれないし、あたかも克服されえない困難を示すことがないように思われた。

そのようにして、存命中の原告のための失なわれた年月を理由とする損害賠償金の請求に関する法は、ピケット事件貴族院判決まで存続した。原告が勝訴判決を得た後に死亡した場合には、彼の訴訟原因はその判決に吸収され、被告の判決債務は原告の遺産の一部を形成する財産となった。しかし、「人的訴訟は当事者の死亡により消滅する。」(Actio personalis moritur cum persona.)と云う古い法原則が適用される限り、原告が、訴訟を提起し判決を得る前に、被った侵害が原因で死亡した場合には、原告の訴訟原因は消滅し、また、寡婦または生計を原告に依存していた被扶養親族が残されたときには、その訴訟原因は、一八四六—一九〇八年致命的事故法に基づき、彼らの利益のための制定法上の訴訟原因により取って代わられた。これらの制定法に基づき請求されうる損害賠償金は、純粹に補償的なものであり、故人による扶養が受けられなくなった結果、被扶養者が被りまた被り続ける経済的損失の陪審による評価に従

い算定された。一九三四年法が施行されてはじめて、故人の人格代表者が、故人の遺産に対して故人の時ならぬ死亡から生じた損失を理由とする訴訟原因を有することとなった。

一九三四年法第一条は、人的訴訟は当事者の死亡により消滅する、という法諺を廃止することにより、故人が死亡前に所得の喪失、苦痛、生命の期待の喪失という三つの項目の下で被った損害につき、損害賠償金が彼の死亡後提起される訴訟において彼の遺産の利益のために請求されることを可能とした。同法は、故人の被扶養者から、致命的事故法に基づく彼らの制定法上の訴訟原因を奪わなかった。しかし、故人の遺産を相続して利益を得るのが故人の被扶養者である通常の場合には、遺産から被扶養者に対して生ずる財政上の利益は、致命的事故法に基づき依存状態の喪失を理由として彼らに裁定される賠償金から差し引かれることになるので、請求されうる損害賠償金が重複することはめったになかった。生命の期待の喪失を理由とする損害賠償金は、わずかの一般的な額になり、また、苦痛および所得喪失は、死亡の時までしか被らなかったのであるから、致命的侵害の事件においては、一九三四年法に基づく損害賠償金が依存状態の価額を越すことはあまりなかった。

しかしながら、死者の遺産が一九三四年法に基づき裁定された損害賠償金により増加された額は、死者の遺産の受益者が被

扶養親族でないならば、致命的事故法に基づいて裁定された損害賠償金から控除されなかつた。これがそうではなかつた事案は、ほとんど生じなかつたように思われる。そして、それらが生じた場合には、被扶養者ではない受益者に対する遺贈に含まれる額は、比較的少額であつた。しかし、存命中の原告が、失なわれた年月に得たであろうものを考慮しない勝訴判決を得た後すぐに、被つていた侵害により死亡したのであれば、人の正義の感覚をそこなう変則が存することになる。原告の訴訟原因は、その判決に吸収されていたであらう。そして、その点についての直接的な先例をまったく知らないけれども、たとえいかに被扶養者の依存状態が高額かつ長期間のものであることが予想されようとも、この訴訟原因の吸収が、致命的事故法に基づく被扶養者のためのいかなる訴訟原因の吸収をも伴うということは、議論を許さないほどに常に極めて明らかなものともなされていた。被扶養者は、せいぜい、故人の遺産が故人に裁定された損害賠償金によって増加した程度で、将来の扶養の喪失を理由として補償されうるにすぎなかつた。そして、被扶養者は、故人の遺産の受益的相続人でなかつたならば、その補償さえ奪われたのであつた。この変則は、決定事項として直接的に裁判所が考慮しそつちなかつたものである。しかし、その変則はピケット事件において生じたのであつた。なぜならば、

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

死者が生前に、オリヴァー事件判決の法原則に従つて失なわれた年月の間の潜在的所得の補償を含まないとされたものの、身体傷害を理由とする損害賠償金について勝訴判決を得ていたからである。この判決に対する死者の生前になされた上訴は、死後、遺産管理人としての被扶養者たる寡婦により引き継がれた。当該事件における死者は、第一審当時において五三歳であつた。彼が訴えた侵害（職業病）がなかつたならば、彼は六五歳という通常の退職の時までに更に一二年間仕事を続けることを期待したのであつた。その侵害の結果として、彼の生命の期待は、一年に縮められたと見積られた。結果として正確であつたと判明した見積りである。したがつて、彼は一年を失つたのである。その間に彼はよい賃金を得ていたであらうし、その中から妻を扶養したのであらう。

もし死者がその訴訟における判決前に死亡したならば、彼の寡婦は、致命的事故法に基づく自らの訴訟原因を有したのであらう。このことは、その寡婦に、失なわれた一一年の間に死者がその所得から彼女の必要に応じてなしたのであらう扶養の価額を請求することを可能にしたのであらう。しかしながら、彼が判決後に死亡したが故に、その被扶養者たる寡婦は、その訴訟原因を奪われ、また、彼女が唯一の受益者であつた彼の遺産のために請求されうる苦痛を理由とする一般の損害賠償金は、もしそ

の訴訟原因が彼女のものままであったならば、依存状態価額として致命的事故法に基づき請求されたであろう額よりも、かなり低かったのであった。

ここには明白な不正義が存在した。本院は、オリヴァー事件判決を変更し、かつ、存命中の原告は、失なわれた年月の間の所得喪失を理由とする損害賠償金を請求することができるが、そのような損害賠償金の額を算定するに際しては、総所得から、彼が自己の生活費および娯楽費としてその所得から支出したであろう額が、彼の死亡の結果節約されることになる出費を示すものであることを理由として、控除されなければならない、と判示することにより、その不正義を矯正した。定まった生活様式を持つ中年既婚男性の場合には、この控除の効果は、彼が妻およびその他の被扶養者の扶養のために支出したであろう額を、彼が収入の中から残したかもしれない貯蓄とともに表わす純額を得ることである。ほとんどの場合において少額となる貯蓄の要素を無視するならば、この純額は、実質的には、致命的事故法に基づきその寡婦が請求できたであろう損害賠償額と同一であり、依存状態価額を表わす。したがって、ピケット氏の寡婦の特定の事案では、その結果は実質的正義を行なうことのであったのである。

致命的事故の犠牲者が、安定した雇用関係にあり、侵害を受

けることなく生きていたならば変更されることはなかったであろうような十分に定まった生活様式に従って生活を送っていた中年既婚男性ばかりであったならば、失なわれた年月の間の所得喪失を理由とする損害賠償金の算定は、まったくの推量でしかないものを伴わないであろう。しかし、本上訴、また本院による考慮が喚起された他の未報告の判例が示すように、そのような定まった様式が存しないような場合には、そして、これは致命的侵害の事件の多くのものについてそうであるのだが、裁判官は、司法過程による解決の余地のない程に純粹な当て推量である作業に直面するのである。異なる裁判官による推測は広く異なりがちであるが、しかし誰も、ある者が正しく他の者が誤っているとは言えない。

国会が致命的事故法を制定することにより介入した場合には、被扶養者により請求されうる死亡を理由とする損害賠償金に関連する法は、訴訟の審理がなされる時点までに再婚しているかまたは婚約している寡婦の場合をありうべき例外とすれば、賢明でありかつ正当である。私は、立法以外のものでは、死者の遺産により回復されうる死亡を理由とする損害賠償金に関連する法に、同様な良識と正義をもたらすには、すでに遅すぎると考えることにおいて、裁判官諸卿に同調する。

(ii) エドマンド・デイヴィス判事 (Lord Edmund-Davies)

ピケット事件判決において本院は、被告の過失の結果として侵害を被り稼働寿命を短縮された原告は、その侵害を被らなかつたならば仕事を続けていたであろう場合には、短縮された期間（失なわれた年月）のいかなる所得喪失についても補償を受ける権利を有する、と判示することが不可避であると判断した。本上訴二件において本院は、ピケット事件における状況とは重要な点につき異なる状況に直面している。なぜならば、ピケット事件においては、原告が生前に訴訟を提起し実際に勝訴判決を得ているが、本上訴二件においては、各々の原告が、被告の過失に起因する事故で即死したかまたはそれに巻き込まれた後に間もなく死亡した故人の遺産管理人であるからである。

各々の事件において、原告はまた（各々が無遺言で死亡した）故人の両親でもあり、したがって原告は、①一九七六年致命的事故法に基づき被扶養者としての自己の利益のために、また②一九三四年法改正（雜規定）法に基づき故人の遺産の利益のために、訴えを提起している。前者の項目の下での損害賠償金裁定については何ら問題は生じないが、しかし、ギャンメル事件においては六、六五六ポンド、ファーネス事件においては一五、五四七ポンドの「失なわれた年月」を理由とする一九三四年法に基づく損害賠償金裁定に関連しては、本上訴二件により二つ

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

の問題が生じている。すなわち、(A)被害者が法的手続を開始することなく死亡したという観点から、かような損害賠償金を請求するために訴えが提起されるか、および、(B)訴えが提起されるならば、「失なわれた年月」を理由とする損害賠償金はいかなる基礎に基づき算定されるべきか、である。両事件の各々における主張は、当該問題点の両方が、各々の事件の第一審裁判官により、またギャンメル事件においては控訴院の過半数の判事により、不当に処理されたというものである。これらの問題について考察することとする。

(A) 訴えが提起されるか

一九三四年法第一条第二項c号に関して後に述べなければならぬことがあるのはあるが、私の判断では、ローズ対フォード事件およびピケット事件における本院の判決の観点から、この問題に対しては肯定的な回答がなされなければならない。なぜならば、法原理上、一方における短縮された生命の期待に関する請求と、他方における短縮された稼働寿命の期待に関する請求との間で、区別をすることは不可能であるからである。またローズ事件貴族院判決において、ラッセル判事は次のように述べている。

「私の意見は、人の生命の期待が短縮される場合には、その者は必然的に、貴重な何かを奪われるのであり、そして、彼

に対するその損失が他者の過失により生ぜしめられるならば、その他者は前者に対して当該損失を理由とする損害賠償金につき責任を負う、というものである。その訴訟原因は、故人の死亡前および死亡時に故人に帰属したのであり、そして一九三四年法の効力により故人の遺産の利益のために存続するのである。それは同法により創設された新たな訴訟原因ではない。それは、同法とは別個に存在する訴訟原因であり、同法がなかったならば故人の死亡により生じたであろう訴訟原因消滅という事態から、同法により保護されているものである。」

この一節は、人の稼働寿命を短縮することから生ずる「失なわれた年月」に関する請求に対しても同様に、そっくりそのまま適用されなければならず、またオリヴァー事件控訴院判決においてホルロイド・ピアース判事が述べたように、

「奪われた年月の所得喪失に関して、存命中の原告によりなされる請求と、死亡した原告のためになされる請求との間で、区別を行なう余地を何ら残していない。」

同判事もっと前の一節で、ローズ事件貴族院判決自体においてアトキン判事が「損害賠償金は、故人が通常の生命の期待の間に得たであろうけれども、自己の遺産を増加するように貯えはしなかったであろう収入の喪失の算定を含むことができよ

うか。」と修辭的に問うたことを思い起こし、そして、「これらの言葉は、故人が少なくとも失なわれた年月の間に貯えたであろう総額を請求できる、と暗に述べているように思われる。」との意見を述べた。これは、ピケット事件判決においてスカーマン判事により表明された、失なわれた年月に関しては、「原告（またはその遺産）は、生活費支出の後に自由に使えるものとして残ったものより多くを請求すべきではない。」との見解と一致する。

ピケット事件貴族院判決は、ミーゴ判事により、ギャンメル事件控訴院判決における同判事の少数意見の過程で注意深く分析された。私は、「傍論において、失なわれた年月の所得が、犠牲者自身によりなされる請求においてと同様に、一九三四年法に基づく請求においても、回復されうべきである、との明確な意見の一致」が同貴族院判決から生じたという点で、同判事に同意する。しかし私の判断では、傍論を探究することには必要ではない。なぜならば、ピケット事件貴族院判決と一九三四年法第一条第一項の相互作用は、失なわれた年月を理由とする請求が本件それぞれにおいてなされるという不可避的結論に確実に至るからである。

実際、両事件の上訴人は、

「死者の死亡が、訴訟原因を生ぜしめる行為または不行為に

より引き起こされた場合には、(死者の遺産の利益のために請求されうる損害賠償金は)葬儀費に関する金額が含まれることを例外として、死者の遺産に対して死者の死亡の結果生ずる損失または利益を考慮することなく、算定されるものとする。」

という一九三四年法第一条第二項c号の規定がないならば、それはその通りであると認めている。

両上訴人は、本規定が、それぞれの事件の「失なわれた年月」に関する請求にとって致命的である、と主張している。逆の見解が、フーンネス事件高等法院判決において、チューダー・エヴァンス判事により表明された。同判事は、そのような訴訟原因は、死者の死亡直前に死者に帰属したのであり、したがって、損失は、死亡の結果ではなく、加害者の不法な行為の結果である、と判示した。そして、ギャンメル事件控訴院判決の多数意見も同様の結論に達した。

一九三四年法第一条の文言は、(本条の諸規定の制約の範囲内で)死者に帰属するすべての訴訟原因の存続を規定しているので、その一般的性格は重要である。一般的法原則の例外として後に続くものは、その一般性が大いに損われないうちに、厳格に解釈されなければならない。それは、単に、証明された訴訟原因に関連して請求されうる損害賠償金の算定を扱っている

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

るだけであり、そして、ローズ事件貴族院判決においてアトキン判事は、

「損害賠償金は、『死者の遺産に対して死者の死亡の結果生ずる損失または利益を考慮することなく、算定されるものとする』という第二項c号の規定に、私は議論の余地を認めうる。明らかにこの規定は、死者の遺産がいかなる損害賠償金の裁定によっても全く利益を得ることにはならない、ということを意味しているのではない。なぜならば、そのような解釈は不合理となるからである。」と述べている。

ライト判事は、特に第一条第二項c号に言及して、この規定を「ある種類の損失と利益を特記しているので、特に重要」なものとして述べ、そして、続けて、

「この規定は、死亡が違法な行為により生ぜしめられた場合には、損害賠償金が一般的に算定されうることを前提としているが、しかし、遺産に対して死亡の結果生ずる損失または利益を当該算定から排除している。本上訴においては直接的には重要ではないこの但書の全範囲を検討する必要はない。言及されているものの明白な事例は、一方においては死亡に際して支払われることになる保険金、他方においては死亡に際して支払いが停止される年金、のような事項である。これ

らは、いかなる損害賠償金が存続しうるかという問題には関連がない。なぜならば、死者は、そのような利益を得ることも、そのような損失を被ることも、できなかつたからである。それらのものは、本件の諸目的のためには、死者の死亡後のものであり、またその死亡とはわずかに関連しているにすぎない。……ここで問題としている請求は、対照的に、死亡した少女が存命中に被った身体傷害に関するものである。」と述べている。

そしてまた、現在考慮されている両事件のそれぞれにおいて一九三四年法に基づきなされている請求もそうなのである。第一条第二項c号を十分に認識しながら、ライト判事は、この規定が、なされている請求に何ら抵触しないものとみなしていた。

しかし、ライト判事が、死亡に際して支払いが停止される年金を第一条第二項c号の範囲内にあるものとして挙げたことが正しかったか否かについて、何年にもわたって議論がなされてきている。例えば、ミーゴ判事は、ギャンメル事件控訴院判決において、そういった損失が「短縮された生命の期待を証明でき自己のために訴えを提起した原告によってならば、請求できる損害賠償金の一要素であつたであろう。」と述べ、そして、ライト判事の挙げた例が正しく選択されたとすれば、「……私

が理解するところでは、失なわれた年月の所得喪失も勘定に入れられるべきではないということになるはずである。」と結論づけている。

実際に、これが論理的帰結であるならば、私の判断では、ライト判事が死亡に際して支払いが停止される年金を第一条第二項c号の範囲内の「損失」を例証するものとして挙げたのは、誤りであると考えざるをえない。なぜならば、葬儀費を唯一の例外として、同条は、何ら新たな訴訟原因を創設しておらず、また、死者の死亡時に死者に帰属する訴訟原因だけを扱っているにすぎず、したがって、第二項は、第一項の効力によりそういった訴訟原因が存続するとはいえず、第二項がなければ第一項に基づき請求されうる損害賠償金は、ある場合には、存命中の原告により請求されうる損害賠償金より控除される、と規定しているからである。私の判断では、第二項c号の趣旨は、死亡が被告の違法な行為の結果として生じたという事実は、存命中の原告によってならば請求されたであろう損害賠償金を増額も減額もしないというものである。チャップマン(Chapman)が次のような有益な意見を述べている。

「①人が自動車の不注意な運転の結果として死亡させられる場合には、彼がもう一か月、一週間または一日生存していたならば避けられたであろう相続税が支払われなければならない

くなるという事実によって、彼の遺産に対して多大な損害が発生するかもしれない。それを理由とする遺産に対する損失は無視されるべきである。②特定の日に人が死亡したことによって、家族継承的財産処分機能の結果として、彼の遺産に対して多大な利益があるかもしれない。それを理由とする遺産に対する利益は無視されるべきである。」(Statutes on the Law of Tort, 1962, p. 6.)

しかし、ギャンメル事件控訴院判決において、ミーゴ判事は、死亡前の所得喪失と死亡後のそれとの間の本質的区分と考えるものを描きながら、

「被害者が、例えば六か月間または一年間生きていて、訴訟提起前または判決前に死亡したならば、彼の被った侵害により生じた、死亡日に至るまでの所得の喪失は、一九三四年法に基づく訴えにおいては、損害賠償金の一部として請求される。なぜならば、かかる所得の喪失は、死亡前の損失であり、死亡の結果生じたものではないからである。しかしながら、それ以後の所得の喪失は、死亡の結果生ずるものであり、第一条第二項c号により排除される。」と述べている。

この意見には賛成できない。ローズ事件貴族院判決において、ラッセル判事が、短縮された生命の期待を理由とする損害

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

賠償金は、「遺産に対して死亡の結果生ずる損失を理由とするのではなく、被告の違法な行為の結果として存命中の者に対して生ずる損失を理由とする。」と述べたのと全く同様に、人の稼働寿命の短縮（「年なわれた年月」）を理由とする損害賠償金もまた、いかなる意味においても「死亡の結果として生ずる」のではない。サー・ノエル・ハットン(Sir Noel Hutton Q. C.)が「死亡の関連性は、故人の生命の期待が短縮されてくるという決定的な証明を提供するものとして、純粹に証拠となるものである。」(Mechanics of Law Reform (1961) 24 M. L. R. 18, at p. 25)と述べたのは正当である。實際上、そういったものが、控訴院の多数意見の結論であったし、また、私は、それが唯一受け入れられる結論であると考える。

私が問題(A)と名付けたものに肯定的回答を与えることに抵抗があるとすれば、その基礎となっているのが政策的考慮事由であることには疑問の余地がないように思われる。例えば、失なわれた年月を理由とする補償が、被扶養者により、致命的事故法に基づく請求を超過して請求されるならば、被扶養者は、カンドラ事件判決においてグリフィス判事が、幾分軽べつ的に「たなばた」と述べたものを、獲得することになる。

しかし、そのような「たなばた」は法の領域に理由もなく登場したのではない。逆に、立法府は、一九三四年法第一条第五

項により、

「死者の遺産の利益のために本法により付与される諸権利は、一八四六年ないし一九〇八年致命的事故法または一九三二年航空運送法 (Carriage by Air Act 1932) により死者の被扶養者に付与されるすべての権利に加えられるものであって、それを減ずるものではないものとする。」

と規定した時に、明らかにそのたなぼたを考慮していた。

更に、故人は遺言処分により自己の遺産の全部または一部を被扶養者以外に残したかもしれず、結果として、グリフィス判事の言葉によれば、

「死者が被扶養者に費した金の全額を遺産が回復しうるばかりでなく、また被扶養者も致命的事故法に基づき同額を請求しうることになる。」

という異議が唱えられている。

一九七六年損害賠償金 (スコットランド) 法 (Damages (Scotland) Act 1976) 第二條第三項の明示規定、すなわち、「死者の遺言執行者には……(b)死者の死亡後のいづれかの期間に帰因する相続財産上の損失に対する補償としての……損害賠償金に対するいかなる権利も移転されないものとする。」が本院の注意を引いたのは、右のような批判に照らしてである。しかし、連合王国の法は相違を残したままであるというのが私の

見解である。そして、控訴院およびチャーダー・エヴァンス判事の判決は、加害者に付加的かつ不公正な責任を負わせるものであるという異議申立に関連しては、ローズ事件貴族院判決におけるアトキン判事の先見の明のある言葉、すなわち、

「一九三四年法と致命的事故法に基づく損害賠償金に関して主張されている重複については、何の困難もない。後者の諸法に基づき利益を得る者が、また死者個人の遺言または無遺言に基づき利益を得るならば、それらの諸法に基づくその者の損害賠償金は影響を受ける。その者が後者の利益を得ないならば、その者には関係のない死者の遺産の増加が、一九三四年法に基づきその者が権利を有する損害賠償金の算定基準に影響する理由は何もないように思われる。」

を思い出させれば十分である。

問題(A)に肯定的回答を下す。

(B) 「失なわれた年月」を理由とする損害賠償金はいかなる基礎に基づいて算定されるべきか

「失なわれた年月」に対する賠償金の算定は、それ自体の特別な基礎に基づくものでもなく、また特殊な原理に基づき行なわれるものでもない。その算定は、普通ではない困難を呈するかもしれないが、その仕事それ自体は、死者が存命中に被告のせいで被る特定の種類の損失を理由として、その死者の遺産に

補償すべき公正な額を決定するという通常の仕事である。しかし、ギャンメル事件の上訴人は、ハイトナー代理裁判官が、「失なわれた年月」に関する損害賠償金を算定し裁定しうるための証拠が存在しなかったこと、および、同代理裁判官はその項目の下に六、六五六ポンドの裁定を行なったが、「実質的な貯蓄」についての説得力のある証拠がない場合には、裁判所は一般的な低い額しか裁定できず、またそうすべきであることを主張している。同代理裁判官が入手できた資料は確かに不十分なものであったが、しかし、その資料に基づき比較衡量がなされなければならなかった。結果として得られた裁定額は、控訴院において全員一致で支持されており、したがって、私の判断では、本院が干渉すべきものではない。

ファーネス事件においては、故人が被扶養者を残すと否にかかわらず、失なわれた年月を理由として故人の遺産に裁定されたいかなる損害賠償金も、公正な補償ではなく、たなぼたに等しいとの異議が唱えられている。しかし、一九三四年法に基づく損害賠償金を「たなぼた」と批判することは、それを完全に否定するための正当化事由とはならない。より説得力があるのは、「いかなる算定もせいぜい推論的なものであり、たいしては全くのあて推量である。算定を行なうための何らかの基礎がある場合でも、そのような基礎はしばしば非現実的なもので

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

ある。」という批判を更に加えることである。確かにチューダー・エヴァンス判事が直面する仕事は困難ではあったが、そうであったとしても、しばしば裁判所において扱われねばならない、乏しいけれども入手できる、資料があったことは事実である。一般の原理に基づき、本院は、損害賠償額算定が正道を踏みはずしているか、または、算定額から見てそれが不適切な原理に基づいてなされた場合にのみ干渉する。私は、ファーネス事件において、「失なわれた年月」を理由として一五、五四七ポンドという高額の算定がなされたことに対して、疑問を呈示しておきたい。しかし、ここにおいても、法原理上の誤りは見出されない。不可避的に伴なう高度の推測を反映するように、こうした請求の算定における適度さを勧めるが、当該損害賠償額算定が調整を要すると判示するつもりはない。

両事件の上訴を棄却する。

(iii) フレイザー判事 (Lord Fraser of Tullybelton)
ディブロック判事およびスカーマン判事の意見に同意する。現行の立法に基づき、また、ピケット事件貴族院判決に従えば、私の意見では、両事件の上訴を棄却することは免れないが、ディブロック判事と同様に、私はその結果を賢明であるとも正当であるとも思わない。

勿論、一家の稼ぎ手の死亡が他者の過失により引き起こされる場合には、その他者が故人の被扶養者に対して、その死亡により被った侵害について補償する責任を負うべきである、ということは正当であり賢明である。侵害の主な要素は、通常は扶養の喪失である。そのような補償は、一九七六年致命的事故法により供与される。しかし、扶養を故人に全く頼っていない者や団体により相続される故人の遺産が、おそらく故人が「失なわれた年月」の間に得たであろう所得やその他の収入の喪失を理由として、損害賠償金を回復しうるものとする法を、正当化することは困難であるように思われる。この法を正当化することは、どちらも故人が確立した稼得力や定まった生活様式を持たない若者であった本件のような事件においては、とりわけ困難である。このような事件においては、故人が「失なわれた年月」の間に得たであろう所得を合理的に見積ることはほとんど不可能であり、また、もう一步進んで、「失なわれた年月」を通じて、故人自身の生活を維持していく費用以外の故人が自由に用いることができたであろう額を、合理的に見積ることも全く不可能である。この額は、損害賠償金を計算するうえで重要な額である。このような事件における損害賠償金の算定の過程は、極めて不確定であるために、計算という名でもつたいをつけることはできない。それは推測の域をほとんど出ない。し

かしそれは、裁判所が現在遂行する義務を負っている過程である。

私の意見では、イギリス法のこの領域が陥ったこの不幸な状況は、現在では、だいたい同じ理由で、スコットランドのために最近制定された一九七六年損害賠償金（スコットランド）法の線にそった制定法により矯正されるのみである。

両事件において裁定された損害賠償額は高いように思われるが、先に述べた算定の不確定な基礎に留意すれば、原理上の誤りがあったとは言えないので、それらの額に干渉することはしない。

両上訴を棄却する。

(iv) ラッセル判事 (Lord Russell of Killowen)

両上訴は、本院におけるピケット事件判決後の次なる一步を伴なうものである。同判決においては、他者の過失に起因する被害者に対する身体傷害の結果として被害者の生命が短縮される場合には、被害者は、彼が自己に費すと予期されるものを差し引いた、「失なわれた年月」の間に彼が得るであろう財政上の利益（当該事件においては所得）に対する補償を損害賠償金として請求する権利を有する、と決定された。私はあえてこれに反対した。なぜならば、そのような前進がなされるべきなら

ば、それは司法的決定よりもむしろ立法によりなされる方が良いというのが私の意見であったからである。おそらく同判決は、そのように決定しなければ、被害者が自ら訴訟を提起し判決を得ていたので、被害者の被扶養者は、失なわれた将来の所得を計算に入れた損害賠償請求を致命的事故法に基づきなさない、という事実を考慮することにより導かれたものである。ピケット事件は、死亡に際しての訴訟原因の存続に関する事件ではなかったので、一九三四年法は問題とはならなかった。

本上訴両事件のいずれにおいても、被害者の死亡は、被告の不法な行為または不行為により、実質的には瞬時に引き起こされた。それぞれの事件における人格代表者は、死者に対して行なわれた不法行為を理由として、遺産のために損害賠償を請求し、また被扶養者のために致命的事故法に基づき損害賠償を請求して、訴えを提起した。遺産のための請求をするためには、人的訴訟は被害者の死亡とともに消滅するという法原理を廃棄した一九三四年法が依拠されなければならなかった。

両上訴のそれぞれにおいて、不法行為者を相手とする訴訟原因が、たとえ死亡直前の一瞬にすぎなかったにせよ、存命中の故人に帰属していたことには疑問の余地がなく、また、その訴訟原因は、一九三四年法第一条第一項に基づき、死者の遺産のために存続したのであった。死者の人格代表者は、死者の立場

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

に立つことにより、死者が生きていたならばその訴訟原因から流れ出たものとして請求できた損害賠償金につき、一応請求できた。そして、ピケット事件貴族院判決に基づき、それらの損害賠償金の一部として、「失なわれた年月」の間の財政上の期待の喪失が算定されることとなったのである。したがって、要点は、一九三四年法第一条第二項c号により、死者の遺産のためになされた請求から、「ピケット事件貴族院判決に基づく損害賠償金」と呼ぶうるものが排除されるか否かである。

第二項c号は、第一項に基づき死者の遺産のために存続する訴訟原因を構成する不法行為により、死者の死亡が引き起こされた特定の場合を扱っている。そのような場合において、c号は、死者の遺産のために請求されうる損害賠償金が、「葬儀費に関する金額が含まれることを例外として、死者の遺産に対して死者の死亡の結果生ずる損失または利益を考慮することなく、算定され」ねばならない、と述べている。この文言の意味するところは、a号およびb号には何ら示されていない。

c号においては、被害者に対する不法行為が、彼を侵害したばかりでなく、ある意味では、彼に対して行なわれうる最大の侵害である彼の死亡を引き起こさせた場合が扱われている。不法行為による死亡に通常は伴なう二つの項目の損害賠償金、すなわち、①生命の期待の喪失を理由とする損害賠償金、

および、②失なわれた年月の間に生じたであろう財政上の利益に関する損害賠償金、がc号により排除され、そして、死者により存命中に請求されたならば右の①および②の項目の下の損害賠償金が実際に遺産を増額させたであろうのと同様に、請求されたならば遺産を増額させたであろう、死亡前の所得喪失、治療費および苦痛を理由とする損害賠償金(適切な場合には)c号により排除されることなく遺産のために請求されうる、と述べることはおそらく簡単である。

しかし、次の二つの点で問題が生ずる。第一に、なぜ立法院は、a号およびb号によりある程度そうしたにもかかわらず、そのように不法行為者に対する風あたりを和らげたのか、そして、第二に、より重要なこととして、不法行為により引き起こされた死亡の結果遺産に対して生じた損失ばかりでなく利益も損害賠償金の算定から排除されるのか、である。貸借対照表(おそらくむしろ損益計算書)が作成されたという印象を受ける。死亡の結果遺産に生じたいかなる利益が考えられているのであろうか。すぐに思い浮かぶ例は、生命保険である。一般法により、不法行為者が、支払うべき損害賠償金の減額を申し立てることのできないその他のものがありうる。私は、一般法に基づくもの以外には、訴訟原因に対する不法行為者の責任に對置しうる、死者の遺産に対して死者の死亡の結果生ずる何らか

の利益を、思いつくことができない。

私の意見では、算定に際して、このことが、死亡の結果生ずる損失へのc号の言及に、決定的な解決の糸口を与える。私は、それが、一般法に基づいて死者の遺産であるという理由によつてのみ生ずる死者の遺産が負う責任に言及しているという見解を認容する。

したがって、私の意見は、両事件において遺産のために請求されうる損害賠償金には、死者が生存していたならば失なわれた年月に関して請求しえたであろう損害賠償金が含まれる、というものである。

私はこれらの決定を遺憾に思う。私が考えるには、法は、理論があまりにも微細になりすぎたために、道に迷っている。私は、ピケット事件貴族院判決の諸結果、および、同判決以来、その評価またはむしろ憶測のほとんど滑稽ともいえる具体化にまで至っている本上訴のような事件における同判決の拡大が、将来において立法により覆されることを望む。それは、故人が訴えを提起し判決を得るに至っているという事実により、何らかの方法で被上訴人が致命的事故法に基づく訴えを妨げられることのないようにする立法を兼ねそなえたものとならう。

さらに私は、生命の期待の喪失を理由として裁定される「一般的な」(または何らかの)金額を具体化する制度には賛成で

はないことを付言しておく。

遺産のための「失なわれた年月」を理由とする請求についての損害賠償額に関する限り、その額が正当であるか不当であるかを述べることはできない。

以上により兩上訴を棄却する。

(v) スカーマン判事 (Lord Scarman)

私も兩上訴を棄却する。

兩上訴は、本院のピケット事件判決の当然な不可避的ともいえる結果である。同判決において本院は、存命中の原告が、失なわれた年月の間の所得喪失を理由とする損害賠償金を請求できると判示したが、一九三四年法第一条第二項c号を解釈することを求められておらず、また、損害賠償額算定においても大した困難に直面しなかった。しかし、本件においては、同法に基づく請求がなされている。

① 一九三四年法第一条第二項c号

一九三四年法の関連規定は以下の通りである。

「第一条第一項 本条の諸規定の制約の範囲内で、本法施行後のいかなる者の死亡に際しても、死者の不利益に存するかまたは死者に帰属する訴訟原因すべては、死者の遺産に不利

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

益に、またはそれぞれの事情に応じて、死者の遺産の利益のために存続するものとする。……第二項 訴訟原因が前項のように死者の遺産の利益のために存続する場合には、死者の遺産の利益のために請求されうる損害賠償金は、……(c) 死者の死亡が、訴訟原因を生ぜしめる行為または不行為により引き起こされた場合には、葬儀費に関する金額が含まれうることを例外として、死者の遺産に対して死者の死亡の結果生ずる損失または利益を考慮することなく、算定されるものとする。……第五項 死者の遺産の利益のために本法により付与される諸権利は、一八四六年ないし一九〇八年致命的事故法または一九三二年航空運送法により死者の被扶養者に付与されるすべての権利に加えられるものであって、それを減ずるものではないものとする。……」

第五項はある一般的な重要性を有する。同項は、本法に基づき遺産の利益のために存続する諸権利が、致命的事故立法により被扶養者に付与される諸権利に付加されるものであり、それらの代替物ではない、ということを明らかにしている。したがって、「一九三四年法」に基づく請求を扱うにあたって、裁判所は、被扶養者が致命的事故法に基づきいかなる請求をなしうるかを考慮しない。しかし、逆は真ではない。致命的事故立法に基づき依存状態の喪失を算定するにあって、裁判所は常に、

故人の遺産から被扶養者に生じている利益を考慮してきた。致命的事故法に関するほとんどの事件において、被扶養者は当然その遺産の受益者となる。そのような事件においては「二重請求」はありえない。つまり、失なわれた年月の喪失所得を考慮して算定される損害賠償金を、遺産と被扶養者の両方が回復することはありえない。なぜならば、被扶養者の請求は、彼らが遺産から得る利益により（若干の例外は認められるが）減額または減失させられるからである。しかし、故人が、遺産またはそのかなりの部分を、被扶養者以外の者に遺贈する遺言書を作成していた場合には、遺産と被扶養者の両方が損害賠償請求権を有する。

故人の被扶養者ではない遺産の受益者が獲得するこの利益要素は、裁判官などにより、「たなぼた」と述べられてきた。これは、遺産による請求が、被扶養者の諸権利に付加されるものであり、それらを減ずるものではないという理由により生ずる。多くの人々がそう信じているように、それがイギリス法から除かれるべき害悪であるならば、立法が必要である。手近な模範は一九七六年損害賠償金（スコットランド）法の中にあり、同法は、失なわれた年月を理由とする損害賠償金に対する生存原告の権利を承認しているが、訴訟を提起し判決を得る前に死亡した者の遺産に対してはその権利を認めていない。

一九三四年法第一条第一項は、訴訟原因を創設しているのではなく、既存の訴訟原因の存続のみを定めているのである。ピケット事件貴族院判決の観点から、失なわれた年月を理由とする損害賠償金のための訴訟原因が故人に帰属するのは、故人が侵害されたときであり、即死であったならば死亡直前である、というものの以外のいかなる法的見解も支持しえないと考える点につき、私は裁判官諸卿に同意する。ローズ事件貴族院判決の推論は、短縮された生命の期待を理由とする一般的損害賠償金の事件に対してと同様に、「失なわれた年月」の事件に対しても適用しうる。そして私は、エドモンド・デイヴィス判事がこの点について述べたことに同意する。

したがって、第一条第一項に基づき、訴訟原因は、第二項が反意の規定を置いていない限り、遺産の利益のために存続する。同項a号およびb号は、生存原告が回復しうる損害の内のある範疇のものを遺産が回復することを不可能にしている。c号は異なる目的を有しており、被害者の死亡それ自体が、訴訟原因を生ぜしめる行為または不行為により引き起こされた場合の損害賠償額算定の方法を定めている。遺産の中から支払われる葬儀費を例外として、「死者の遺産に対するいかなる損失または利益」も考慮されない。

ギャンメル事件控訴院判決におけるミーゴ判事の綿密に論じ

られた少数意見の中で、同判事は、失なわれた年月の所得喪失を理由とする損害賠償金が、死亡の結果生じた損失に関するものである、遺産により回復されえない、と結論している。同判事の第一条第二項c号の解釈方法は、故人が死亡していなかったならば故人により請求されえたであろう損害賠償金を、遺産が回復することを妨げるものとして、同号が解釈されねばならないというものであった。同判事は、c号を、a号およびb号と比較されうるものとして解釈した。

ブランドン判事およびサー・デイヴィッド・ケアンズの多数意見は、第一条第二項c号を、ミーゴ判事とは反対の意味に解釈した。「遺産に対して死亡の結果生ずる損失」は、彼らの見解によると、それに関して損害賠償金を請求する権利がすでに死亡直前に故人に帰属したかなる損失をも含むとは解釈されるものではなかった。

ギャンメル事件控訴院判決の多数意見の見解は、ローズ事件貴族院判決により支持される。同判決においては、傍論ではあったが、第一条第二項c号の問題が考察されている。アトキン判事は、同項について、「明らかにこの規定は、死者の遺産がいかなる損害賠償金の裁定によっても全く利益を得ることにはならない、ということの意味しているのではない。なぜならば、そのような解釈は不合理となるからである。」と述べてい

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

る。また、エドマンド・デイヴィス判事がすでに引用した一節において、ライト判事は、同項が要請しているのは、遺産に対する損失または利益の内、故人が生存していたならば被ることも得ることもできなかったであろう諸項目のみを、算定から排除することである、と読み取った。ライト判事が挙げた利益の例、「死亡に際して支払われることとなる保険金」は良い例であるが、損失の例、「死亡に際して支払いが停止される年金」は良い例ではない。なぜならば、この損失は、失なわれた年月の所得の喪失のように、被った侵害のために失なわれた年月に帰せられ、したがって、死亡前に故人に帰属する訴訟原因の一部であるからである。それにもかかわらず、存命中の故人に対する損失としては生じえなかった、遺産に対して死亡の結果生ずる損失が存在する。ブランドン判事は、それらの損失のいくつかを挙げ、さらに、第一条第二項c号自体における明示の例外がなければ、葬儀費がそのような損失になるであろうと述べている。

ブランドン判事およびサー・デイヴィッド・ケアンズが示唆したように、第二項c号は、過度の用心深さから、第一条に導入されたのかもしれない。確かに、第二項c号は、遺産の利益のために存続する故人に対する利益または損失とは別個の、遺産に対する利益または損失に限定されると解釈されるならば、

同条の制約の範囲内で「訴訟原因すべて」は存続するものとす
る、という第一項で宣言されている法原理と一致する。第二項
c号は、侵害を受けたときに故人が被ったが死後に発生した損
失を排除する、というミーゴ判事の解釈が正しいならば、それ
は、死後に遺産の利益のために存続する諸権利を実質的に浸食
するものとなる。第二項c号についての二つの可能な解釈が
あるならば、第一条の目的が「人的訴訟は当事者の死亡により
消滅する」という古来の法原則の効果を法からほとんど完全に
排除することなのであるから、正しい解釈は、その目的を限定
するよりもむしろ拡大する傾向がある解釈の方である。a号お
よびb号におけるように、明示の制約が明確に述べられている
のが望ましい。しかし、第一条第二項c号の文言を正しく考察
すれば、そのような選択の問題は生じない。その趣旨を、同項
の純粹に排他的なa号およびb号から区別するように、同項c
号が注意深く起草されていることは、疑いの余地を残さない。
したがって、私の見解では、「死者の遺産に対して死者の死亡
の結果生ずる損失または利益」という文言は、第一条の文脈か
らみて、遺産そのものに対して死亡の結果生ずる損失または利
益を意味し、故人が死亡前に被ったり得たり得たりできる損失または
利益を含まない。

② 損害賠償額の算定

このような事件における損害賠償額算定に対する法律上の正
しい考察方法は何ら困難を生ぜしめないが、算定自体はしばし
ば困難を生ぜしめる。損害賠償金は、死者が存命中に被った損
害に対する公正な補償であるべきである、というのが法原理で
なければならぬ。ギャンメル事件の上訴人は、生命の期待の
喪失を理由とする損害賠償金から類推して、損失についての説
得力のある証拠がない場合には、裁定額は一般的な低い額であ
るべきであると主張している。申し立てられている失なわれた
年月の所得喪失の場合には、「一般的な」裁定額を論ずる余地
はない。当該損失は金銭的なものである。したがって、少なく
とも見積り可能であることが、認定された諸事実に基づいて立
証されなければならない。十分な諸事実が立証され、裁判所に
とって、数学的確實性に到達することが可能とならないまで
も、推測という気まぐれを避けることが可能とならなければ、裁
判所は、できる限り正確な見積りを行なわなければならない。
民事訴訟においては、蓋然性の比較衡量が問題となる。幼児の
場合には、稼得力に関する失なわれた年月は、通常はあまりに
遠すぎて、見積りは単なる推測にすぎない。いかなる見積りも
不可能であれば、通常は、いかなる賠償額も、「一般的な」賠
償額でさえも、裁定されるべきではない。たとえそうであると

しても、例外は存在する。例えば、その全盛時に五歳で突然命をおとしたテレビ・スターの少女は、請求権を有しうる。それは証拠次第である。しかしながら、ギャンブル事件におけるような十代の少年または少女が、実際の職業または現実的見込みを立証することも可能であり、いずれの状況においても、算定可能な請求が存在するであろう。(若いファーンエス氏の場合のように)すでに職についていた若者の場合には、損失の正当な見積りがそれに基づいてなされる証拠が見出されよう。ピケット氏のように、人生において十分に地歩を固めていた者については、問題がない。しかし、あらゆる場合において、それは、証拠およびそれに基づく合理的見積りの問題なのである。

ピケット事件貴族院判決以来、裁判官を悩ませているこのような事件における問題は、乗数(すなわち、当該事件において合理的と認められる失なわれた稼働期間の見積り年数)を掛ける前の年間損失の計算であった。法原理は、本院のピケット事件判決により確立されている。遺産に対する損失は、死者が、死亡時のその者の仕事および成功の見込みにより合理的に達していたであろうと考えられる標準における生活費を支払った後に、貯え、費し、また分配するために用いることができそうであったものである。死者が送ることのない人生の出来事または不測の事態に基づかねばならない難解な数学的計算は、不適切

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

である。裁判官は、死亡時の既知の諸事実およびその者の見込みに基づいて、最も正確な見積りを行なわなければならない。法原理は、ピケット事件貴族院判決において、ウィルバーフォース判事により以下のように述べられている。

「さらに、諸判決は、重要な要素を明らかにしている。すなわち、私はそれを認めるのであるが、『失なわれた』年月の所得に関して請求される金額は、かかる年月の間に必要なであったと考えられる被害者の生活費に相当する見積り金額を差し引いた後のものであるべきであるということである。私はこれを正しいと考える。なぜならば、法原理上、請求のための基礎は、被害者が被扶養者およびその他の者を扶養する際に有する利益にあり、そして、被害者は余剰金により扶養を行なうであろうからである。さらに、この項目の下における賠償額を、致命的事故法に基づき請求されるものと調和させるというもう一つの長所がある。」

次に、どちらかの事件において、裁判官による損害賠償額裁定に誤りがあったか否かを考察する。本院が考察すべき唯一の問題は、当該損害賠償額算定が非合理的なものであったか否か、すなわち、上訴裁判所による減額が正当化される程に過剰なものであったか否かである。私の意見では、両事件の第一審裁判官は、ピケット事件貴族院判決に従って、正しく法原理を

適用しており、また、算定自体も、額が適度であり、合理的なものであった。たとえ高額と考えられるとしても、本院の干渉が正当化されうる程のものではない。

裁判官が表明し、また保険業者が感じている不安は、現在いくつかの場合において可能な「二重請求」、および、失なわれた年月を理由として遺産により回復される損害賠償金と致命的事故法に基づいて被扶養者により請求されうる損害賠償金との間に生じうる非常に大きな相違、という法の二つの側面について存在する。それらの可能性のそれぞれが害悪なのかもしれない。確かに、相違が生ずることを許す法は、変則的であるように見えるし、恐らく理解も受容もされないであろう。

「人的訴訟は、当事者の死亡により消滅する」という法原則は消滅したのであるから、社会的には魅力のないものであるにしろ、法を改正する論理的な方法は、致命的事故法を廃止することであろう。しかし、致命的事故立法による保護は長い歴史を持っており、その廃止が歓迎されるか否かは疑わしい。したがって、法が変則的であるならば、進むべき方向は、国会によりスコットランドのために採択されたものであるように思われる。一九七六年損害賠償金（スコットランド）法はよく機能しているようである。一九七八年の身体傷害に対する民事責任および補償についての王立委員会の報告書（Royal Commission

on Civil Liability and Compensation for Personal Injury 1978; Cmnd. 7054-I: ch. 12, para. 437) は、イギリス法におけるその採択を勧告している。存命中の原告ではなく、遺産に加えられる損害賠償金の否定は、遺産に帰属する権利の否定である。しかし、法的状況と同様に、社会的および財政的状況が、非論理的であるとしても、これが必要とされている改正であることを示唆している。

（森川 功）

第二 解説

今井雅子

ギャンメル事件およびファーネス事件をめぐる貴族院判決の概要は、下級審判決も含めて、以上にかなり詳細に紹介された通りであるが、ここで、「失なわれた年月」(lost years)における収入、すなわち被害者が死亡していなければ将来稼得していたであろう収入、いわゆる得べかりし利益の喪失を理由とする損害賠償請求権が、一九三四年法改正(雑規定)法(Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act 1934)に基づき被害者の遺産のために存続することを認めた右貴族院判決がいかなる評価を受けているかについて、イギリスの法律雑誌に掲載された三編の判例評釈(評釈者は、ウェア、デイヴィス、エヴァンズ、マキニンス、ロテトッポーン)⁽¹⁾を主たる拠り所として検討を加えることにする。

一 歴史的経緯

まず最初に、便宜上、本判決にかかわりのある制定法および判例の流れを簡単にたどっておくことにする。

(1) コモン・ロー上の原則——「民事裁判所においては、人の死亡を権利侵害として訴えることはできない」(一八〇八年

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

のバイカー対ポルトン事件判決⁽²⁾。

(2) 一八四六年致命的事故法(Fatal Accidents Act 1846, 現行法は一九七六年法)は、死者の被扶養者に対して、死亡により被った損害につき制限的な損害賠償請求権を与えた。

(3) 一九三四年法改正(雑規定)法は、「人的訴訟は当事者の死亡とともに消滅する」というコモン・ロー上の原則を廃棄し、ある者のためにまたはある者に対して存在する訴訟原因が、原則としてその者の死後、その遺産のためにまたは遺産に対して存続することを認めた。

(4) 生命の期待の喪失(loss of expectation of life)を理由とする損害賠償請求権が認められた(一九三四年のフリント対ラウエル事件控訴院判決)⁽⁴⁾。

(5) 右請求権が、被害者の死後、一九三四年法に基づきその遺産のために存続することが認められた(一九三七年のローズ対フォード事件貴族院判決)⁽⁵⁾。

(6) さらに、生命の期待の喪失については、評価されるべきものは期待された生命の長さではなく期待された幸福の大きさであるとされ、損害賠償金はひかえめな額でなければいけないと判示された。またこの項目における損害は、将来の得べかりし金銭的損失ではなく生命の喪失を理由とするものであるとされた(一九四〇年のベンナム対ギャンプリング事件貴族院

判決。⁽⁶⁾

(7) 将来の収入の喪失を理由とする損害賠償は、被害者である原告が生存しているとき期待される期間についてのみ認められると判示された(一九六一年のオリヴァー対アッシュマン事件控訴院判決)。⁽⁷⁾

(8) 一九七八年の「身体傷害に対する民事責任および補償に関する王立委員会報告書」(いわゆるピアスン報告書)は、(i) 生命の期待の喪失を理由とする損害賠償は廃止されるべきである、(ii) 生存する被害者による将来の収入の喪失を理由とする損害賠償は、事故前の生命の期待を基礎として認められるべきである、(iii) かかる収入の喪失を理由とする損害賠償は、被害者の遺産のために存続すべきではない、と勧告した。⁽⁸⁾

(9) オリヴァー事件判決はくつがえされ、生存している被害者に、失なわれた年月における収入の喪失を理由とする損害賠償が認められた(一九七八年のピケット対英国鉄道工事会社事件貴族院判決)。⁽⁹⁾

ところで、被害者が実際に死亡した日から生存していれば通常退職するであろう日までの「失なわれた年月」における収入の喪失という問題については、すでに一九七八年のピアスン報告書において、かかる損失を理由とする訴権は遺産のために存

続すべきではないとする勧告がなされていることに留意しなければならぬ。同報告書の時点においては、一家の稼ぎ手が死亡しても、将来の収入の喪失を理由とする損害の回復は認められていなかった。そのかわり、死者の被扶養者には、致命的事故法に基づき、被告の不法な行為によって生じた依存状態(dependency)の喪失を理由とする請求権が認められていた。

しかし、被扶養者のいる被害者が、生命の期待を短縮され生存している場合には、問題が生ずる。というのは、被害者が死亡していなければ、被扶養者は同法に基づく訴えを提起することができず、一方、被害者自身の身体傷害を理由とする訴えにおいて回復しうる将来の収入の喪失を理由とする損害賠償金は、被害者が生存しているとき期待される期間についてのみ認められ、死亡後については含まれないことが、オリヴァー事件の控訴院判決により判示されていたからである。ピアスン報告書は、このように被害者が生存している場合におけるオリヴァー事件判決の不正さを批判し、同事件における原則の廃棄を勧告したのである。そして、同報告書の公表から三か月たらずで下されたピケット事件における貴族院判決は、オリヴァー事件判決をくつがえし、生存している被害者に対して、失なわれた年月における収入の喪失を理由とする損害賠償請求権を認めた。ところが、もしかかる訴権が死後へ存続することが一九三

四年法により可能であるとされるならば、今度は、失なわれた年月における期待された収入の喪失を理由とする損害賠償金が、被扶養者と遺産とにより回復されうるという「二重の請求」の問題が生ずる。この点を懸念した同事件の裁判官は、かかる問題が論じられる事件において満足のゆく司法的解決が図られるであろうとしながらも、あわせて立法による解決の必要性も指摘していた。⁽¹⁰⁾しかし、ピアスン報告書は棚あげにされたままでも立法化は実現されなかった。そしてギャンメル事件において、ピケット事件判決で認められた、失なわれた年月における収入の喪失を理由とする訴権が遺産のために存続するか否かという問題について、裁判所の判断が下されることとなったのである。

さらに、ギャンメル事件以前にこの問題を扱った判例として、一九七九年のカンダラ対英国欧州航空会社事件判決⁽¹¹⁾について簡単にふれておかなければならない。そこでは、ピケット事件判決は生存する被害者による訴えのみに関する先例であり、死者の遺産のために提起される訴えとは区別されるべきであるとする被告側の主張に対して、生命の期待の喪失を理由とする訴権が一九三四年法に基づいて死者の遺産のために存続すると判示したローズ事件における貴族院判決にかんがみて、同じ期間における収入の喪失を理由とする訴権が存続しないというの

は論理的に一貫しないと判示された。そこで被告側は、かかる損害賠償金は一九三四年法第一一条第二項c号により明らかに排除されると主張してやはり認められなかったのであるが、このc号の解釈の問題こそがギャンメル事件判決の主要な争点なのであり、貴族院において詳細な検討がなされたのである。

二 本判決の構造

ギャンメル事件において問題とされたのは、第一に、被害者が訴えを提起するかまたは勝訴判決を得る前に死亡してしまった場合には、「失なわれた年月」における収入の喪失を理由とする損害賠償請求権が死者の遺産のために存続するか否か、そして第二には、もし存続するとして死者の人格代表者により訴えが提起されるならば、かかる損害賠償金はいかなる基礎にたつて算定されるか、の二点である。

第一の争点は、一九三四年法第一一条第二項c号の解釈の問題であるとされた。すなわち、ある者の死亡が訴訟原因を生ぜしめた行為または不行為により引きおこされた場合には、死者の遺産のために回復しうる損害賠償金は、「死者の遺産に対して死亡の結果生ずる損失または利益」に関係なく算定されるという同号の規定により、ピケット事件判決において認められた失なわれた年月における収入の喪失を理由とする損害賠償金が、

死者の遺産のためになされる請求から排除されるかどうかという問題である。控訴院判決の少数意見を構成したミーゴ判事は、c号により排除されるすべてのものは、死者が死亡していなかったならば請求しえたであろうものであると解釈した。したがって、失なわれた年月における収入の喪失に関しては、被害者が死亡するまでは損失は発生せず、また賠償額も算定されないことから、遺産に対して死亡の結果生ずる損失であるとして請求から排除された。

これに対して、控訴院の多数意見および貴族院の全裁判官は、「遺産に対して死亡の結果生ずる損失」という文言は、それに関する損害賠償請求権がすでに死亡の直前に死者に帰属している損失を含むものとは解されないと判示した。したがって、ローズ事件における生命の期待の喪失を理由とする損害賠償請求権と同様に、将来の収入の喪失を理由とする損害賠償請求権もc号により排除されず、遺産のために存続することが認められた。また、同号が実際にいかなる「利益または損失」を排除することを意図しているかによつて、前者については、生命保険金などの一般法に基づき死亡により生ずる付随的利得が挙げられ、また後者については、一般法に基づいて死者の遺産であるという理由によつてのみ生ずる、遺産に対して負わされる責任、すなわち、遺産管理費および資産移転税 (capital

transfer tax, 贈与税と相続税を一体化したもの) が挙げられている。

第二の争点である損害賠償額算定のアプローチに関しては、貴族院は、生命の期待の喪失を理由とする損害賠償金のような定額化の問題を論ずる余地はないとし、あくまでも認定された諸事実に基づいて裁判所はできる限り正確な見積りをしなければならずと述べた。そして、そのガイドラインとして、ピケット事件判決において示された「失なわれた年月における収入の喪失に関して回復される金額は、かかる年月の間に必要であったと考えられる被害者の生活費に相当する見積り金額が差し引かれたあとの残りの部分である」という原則を採用している。さらに控訴院により裁定されたそれぞれの事件における将来の収入の喪失を理由とする賠償額については、致命的事故法に基づく賠償額と比べてかなり高額であることを認めながらも、干渉が正当化されるほどではないとしてこれらを認容した。その結果、致命的事故法に基づく賠償金は、いずれの原告にも付与されなかった。

この結論は、たとえば、ディブロック判事およびフレイザー判事によりそれぞれ判決の冒頭で述べられているように、⁽¹⁴⁾「現行の制定法に基づき、またピケット事件における貴族院判決に従って、避けることのできない」ものであったが、「その結果

が適切であるとも正当であるとも思われない」という理由で、「不本意」なものであった。結果として、今日死亡を理由とする損害賠償に関する法は、「なんら社会的・道徳的または論理的な正当化事由を見いだしえない状態」⁽¹⁵⁾に達しているとされたのであり、そこで、エドマンド・デイヴィス判事を除く四判事は法の現状を懸念し、イギリス法のこの領域が陥った不幸な状況は制定法によってのみ矯正することができるとして、早い時期に立法による解決が図られることが望ましいと結んだのであった。⁽¹⁶⁾

三 本判決の評価

裁判官自身も「その結果が適切であるとも正当であるとも思われない」と述べたギャンメル事件判決に対して、各評釈者は一致してこれを批判し、早い時期に立法により現在の不幸な状況が是正されるよう指摘する。

まずマーキンニスロトッポーンは、ピケット事件およびギャンメル事件の両判決を、制定法による改正が望ましいとされているにもかかわらず立法部がなんらかの措置を講じようとしていない場合に、変化する現状に法を適合させる役目を裁判所が引き受けた事例であるとする。しかし、それが、裁判所の善意によるものであったにせよ、結果はかんばしいものとはいえず、

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

そのために、判例集は不当な判決であふれてしまうことになる」と述べる。ピケット事件においては、原告は五三歳の男性で、身体傷害を理由とする訴えを提起し勝訴判決を得たのであるが、上訴審の審理前に死亡したために、遺産管理人である妻が訴訟を継続した。被害者自身による訴えが提起されているために、致命的事故法に基づく訴えを提起することはできない。そこでピケット事件判決は、被告の過失により生命の期待を短縮された「生存する原告」に、「失なわれた年月」における収入を損害賠償金として回復することを認めたのである。マーキンニスロトッポーンは、これを論理的ではないが公正な判決であるとする一方で、原告が即死した場合でさえもかかる訴権が死後へ存続することを認めたギャンメル事件判決を論理的ではないが公正ではないと評する。⁽¹⁷⁾

またロー・クォーター・レビュー誌の本判決評釈は、「ピケット事件における未亡人の窮状に対する同情を端緒として、被害者の人格代表者による洪水のような訴えが裁判所へと押し寄せる結果となり、ギャンメル事件における貴族院は、見習い魔術師のように、その流れをせき止めるには無力である姿を現わした」⁽¹⁸⁾と述べ、最高の裁判所の裁判官が、法の重要な分野において避けようもなく不当な結果へと至っていることに気づいているとするならば、イギリスの先例体系の運用上の重大な汚

点であるに違いなく、しかも、最善の結果をめざしたところからすべて生じたものであったとして、本判決を批判する⁽¹⁹⁾。

本判決により、一九三四年法のもとで、死者の遺産のために、もはや必要ではなくなった個人的支出を差し引いて、被害者がその通常の人生において稼得するであろうすべてについて訴えることが可能となった。一方、残された被扶養者は、引き続き致命的事故法のもとで、被害者が死亡していなかったならば自分たちのために費したであろうものを与えられる。しかし、被扶養者が同時に遺産の受益者でもある場合には、一九三四年法に基づいて訴えた方がより高額の賠償金を受け取ることができるであろう。たとえばギャンメル事件においては、致命的事故法に基づく請求に関して裁定された賠償額は二、〇〇〇ポンドであるのに対して、将来の収入の喪失を理由とする賠償額は約六、六〇〇ポンドであった。また被害者が子どもであれば、遺産の受益者は通常その者から扶養を受けていないであろうし、必ずしも将来稼得されたであろうその者の収入により利益を得るとはいえないのである。あるいは、被扶養者と遺産の受益者とが異なる場合には、不法行為者はそれぞれの請求に応じなければならぬという「二重の請求」の問題が生ずる。

これに関して、ウェアは、致命的事故法は、死亡を原因とする損失を理由としてそれを被った被扶養者に対して回復を認

め、また一九三四年法は、被害者に対する侵害を理由としてその者の遺産に対して回復を認めるといふように、二つの制定法はきわめて温雅に共存しえたにもかかわらず、その関係は本判決により激しく動揺したと指摘する⁽²⁰⁾。

またマーキシニスリテトッポーンは、致命的事故法と一九三四年法との間における責任の調整という問題からみれば、ローズ事件判決において、生命の期待の喪失を理由とする訴権が死後へ存続することが認められたときよりも、本判決の影響ははるかに大きいと批判する。というのも、生命の期待の喪失を理由とする賠償金は額も少なくまた定額化されているのに対して、将来の収入の喪失を理由とする賠償金はそうではないからである⁽²¹⁾。

ところで、本判決が裁判官自身も望んではいない結論へと至ることをどうして回避することができなかったのかを考えると、ローズ事件およびピケット事件における貴族院判決の存在を忘れることはできないであろう。これについて、ウェアは、ローズ事件およびピケット事件においては、明らかに死亡を原因として生じた死後の損失であるものが、死亡前の損失に姿かたちを変えて請求されたとする。すなわち、前者では、失なわれることになる時間はもはや打ちくただかれてしまった期待であるとされ、後者では、失なわれることになる金銭は他の者

を扶養するという現在の利益の侵害であるとされるというように、かかる時間および金銭の損失はあとから費やされる損失として主張されたのである。そして、両貴族院判決がこのような擬制的解釈を認めたのは、いずれも致命的事故法が有する二つの欠陥を矯正するのに役立つという理由からであったと指摘して、次のように説明する。

まず致命的事故法の第一の欠陥として、同法のもとで回復が認められているのは金銭的損失のみである点が挙げられた。そのため、幼い子どもをなくした親にとっては唯一の侵害である精神的損害は、賠償の対象とはならない。そこで、一九三四年法に基づいて子の遺産のための請求が可能であれば、悲嘆にくれる親に適度な額の賠償金が与えられる。しかし、それには「生命の期待の喪失」を理由として子自身による訴えが提起されなくてはならぬ。今まさに生命が尽きようとしていることを訴えることが認められたのであった。

次に致命的事故法の第二の欠陥として挙げられたのは、被害者が自分自身の訴えにおいて判決を得ているか、または死亡するまでにその出訴期間が満了している場合には、被扶養者は同法に基づいて訴えを提起することができないという点であった。被扶養者に対するこのような不正を回避するために、さし迫った死により失われることになる、被扶養者を扶養するの

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

に費やされたであろう収入について、被害者が訴えることが認められたのである。しかし、被害者が死亡してしまった場合には、被扶養者は致命的事故法に基づいて自ら訴えることができるのであるから、被害者にこのような将来の収入の喪失を理由とする訴権を与えることが被扶養者のために役立つのは、あくまでも被害者が生きのびている間にすぎない。それにもかかわらず、親に何かを与えようとするのは子が死亡した場合のみであったために、ひとたび生命が尽きてしまったならば、今まさに尽きようとしていることを訴えることはできないとした控訴審判決をくつがえして、生命の期待の喪失を理由とする訴権が死後へ存続することを認めたローズ事件貴族院判決に कांगがみて、ピケット事件判決で認められた将来の収入の喪失を理由とする訴権が遺産へと移転することを、本判決において否定することはできなかったのである。とはいえ、ウェアは、このような移転は無用であるばかりか有害であると批判する。⁽²²⁾

四 本判決後の問題点

デイヴィス・リエヴァンズは、ギャンメル事件判決により、次のような問題点が生ずると指摘している。⁽²³⁾

- (1) 「たなぼた式の利益」の可能性
ギャンメル事件のように被害者が子どもである場合には、親

はほとんどもしくはまったく金銭的損失を被っていないなかったとしても、遺産の受益者として相当の金額を受け取ることにになりうる。また被害者が子どもではなく扶養する立場にある場合にも、致命的事故法に基づいて訴えるより一九三四年法に基づいて訴える方が被扶養者にとっては有利となる。というのは、将来の収入の喪失を理由とする賠償額の算定においては、乗数すなわち当該事件において合理的であると認められる失なわれた稼働期間の見積り年数は、被扶養者の将来における不確実性を考慮する必要がなく、致命的事故法に基づく訴えよりも多くなりがちであり、さらに被乗数についても、年間損失は収入より被害者の個人的支出を差し引いた分であるとされるために、致命的事故法における依存状態の水準を下回ることはないからである。

(2) 二重の請求の可能性

遺産の受益者と被扶養者とが同一であることが通常であり、この場合には、致命的事故法に基づき被扶養者が受け取る賠償金の額は、死亡により生じた金銭的利得が考慮されるために、一九三四年法に基づき遺産のために認められた賠償金のうち被扶養者が取得する分が差し引かれることになる。しかし、遺産が被扶養者とは別の者または団体に遺贈される場合には、このような重なりあう部分はなく、不法行為者は、一九三四年法と

致命的事故法とに基づく請求にそれぞれ応じなければならなくなる。不法行為者が支払う賠償金額が、被害者が処分することになるであろう金額を超えるということは、容認しがたい。

(3) 得べかりし収入の算定

かかる算定の過程は、被害者の将来に関する推測を伴うきわめて困難な仕事であるといえる。裁判官は、被害者が働いている（働き続ける）のか、いかなる種類の報酬を得ているのか、あるいは、妻や子という形で責任を引き受けているのかなどにつき考慮しなければならぬ。とりわけ被害者が働いたことがない場合には、いかに確信をもって一定の金額に到達しうるのかは定かではなく、単なる当て推量にわりかねない。

(4) 致命的事故法を大部分において廃止

本判決の主要な影響であるといえる。すなわち、いまや大部分の損害賠償金が一九三四年法を通じて支払われることになっている。

五 立法による解決方法

控訴院判決を評釈したウェアは、ミゴ判事による一九三四年法第一条第二項c号の洗練された解釈により、将来の収入の喪失を理由とする訴権が死後へ存続するのを認めないとすることは可能であり、それによりピケット事件判決から生じた異例

の事態は回避することができる⁽²⁴⁾。しかし、貴族院はこの方法を採用せず、その結果生じた不幸な状況は制定法によってのみ矯正することができるとして、次のようないくつかの方法を具体的に提示している。

(1) ピアソン報告書の勧告に従って、一九七六年損害賠償金（スコットランド）法（Damages (Scotland) Act 1976）を採用し、失なわれた年月における収入の喪失を理由とする訴権が遺産のために存続することを認めない（フレイザーおよびスカーマン判事）⁽²⁵⁾。

(2) ピケット事件判決を破棄する。この立法は、被害者が訴えを提起し判決に至ったという事実により、被扶養者が致命的事故法に基づく訴えをさまたげられることのないようにする立法を兼ねそなえたものでなくてはならない（ラッセル判事）⁽²⁶⁾。

(3) 致命的事故法を廃止する。一九三四年法に基づく遺産に対する回復が残る。遺産の受益者ではない被扶養者は、一九七五年相続（家族と被扶養者のための供与）法（Inheritance (Provision for Family and Dependents) Act 1975）という防衛手段に訴えることができる（スカーマン判事）⁽²⁷⁾。

以上の三種類の立法による解決方法について、デイヴィス・スニエヴァンズは、ピアソン勧告に沿った(1)の方法が、生存する原告に対して完全に補償することを維持すると同時に、死亡を

死者の逸失利益に関する損害賠償請求権の存続

理由とする補償における算定の基本原理として被扶養者の卓越を再び主張するものであり、賞賛に足るものと評価する。これに対して、ピケット事件判決において少数意見を構成したラッセル判事が提示した(2)については、生命を短縮された生存する原告が損失を被り、それにつき補償されるべきであるとする者にとつては、ピケット事件判決の破棄は後退であるとする。

さらに、スカーマン判事が論理的ではあるが社会的には魅力のない法改正の方向として示唆した(3)については、生存する被扶養者が被った損失に基づく補償体系が、死者の損失に関連して算定される補償体系とつてかわられることになるであろうとする。そして、スカーマン判事自身も、同法による保護の長い歴史的沿革のためにその廃止が歓迎されるのは疑わしいと述べているように、そのような改正は社会的に容認できない⁽²⁸⁾とす

ウェアも、立法による解決が図られるとするならば、スコットランドと同様の方針にたつ(1)の方法が適切であるとして、これにより、死亡前の精神的損害——被害者、死亡前の経済的損失——被害者またはその遺産、死亡後の経済的損失——被害者またはその親族、死亡後の精神的損害——親族というように、請求権が配分されるとする⁽²⁹⁾。

一方で、マーキシニス・レットツポーンは、失なわれた年月に

おける収入の喪失を理由とする損害賠償請求権を認めないオリヴァー事件判決は、被扶養者のいる稼ぎ手が生命の期待を短縮されて生存している場合にのみ不公正なのであると述べて、結局のところ、ピケット事件判決がオリヴァー事件判決をくつがえして、失なわれた年月における収入の喪失を理由とする訴権を認めた唯一の正当化事由は、それが原告にはなく、まわり道としてその被扶養者に有利に作用することであると分析する。すなわち、被扶養者が遺産の受益者でもある限りではあるが、かかる訴権は致命的事故法の欠陥を補充するのである。そうであるならば、ピケット事件判決におけるそのようなきこちない方策や、あるいはピアスン報告書の不十分な提案よりも、致命的事故法を修正して、起こりうるこのような事態にそなえる方が得策であるとして、(2)の方法に賛意を示している。³⁹⁾これによれば、被害者は生存が期待される残りの期間について補償され、被扶養者は被害者が死亡したのちの期間についてのみ依存状態の喪失を理由として訴えることができる。

むすび

ピアスン報告書が身体傷害を理由とする補償に関する法の現状について行なった批判のなかには、経済的または政治的理由

のためにその問題が近い将来において取りあげられる見込みのない、理論上の包括的な批判が存在する。しかし、きわめて不公正に運用されていると批判された多くの法原則のうちのあるものは、経済的または政治的影響なしに、断片的な処理を行なうことが可能である。貴族院はピケット事件においてこれを試み、そうすることによってまた別の問題を生ぜしめた。あるいは、ピケット事件判決において少数意見を構成したラッセル判事のように⁴⁰⁾、このような入り組んだ問題は立法部にまかせた方が良かったのかもしれない。とはいえ、同じ判決において、ウィルバーフォース判事は次のように述べている。

「比較的少ない事件において過大な支払いがなされるという可能性は犠牲にしても、通常生起する事件においては明白な不公正さを減ずるような法的見解を採るか、あるいは法を現状のままにしておくのかの間で選択が行なわれるのであれば、我々の義務は明らかである。我々は、賢明な立法者が結果として生じた異例の事態を矯正するであろうことを信頼しつつ、公正な原理を追求する司法手続をできる限り推し進めるべきである。」⁴¹⁾

そして、本判決が下されてピケット事件判決において懸念された問題があまりにも早く現実のものとなってしまった今こそ、国会がこのウィルバーフォース判事の信頼に答えるべきときな

のであるとされた。⁽³³⁾

本判決直後の一九八二年二月一六日、法務次長 (Solicitor-General) は、庶民院での書面による答弁において、将来の収入の喪失を理由とする訴権が遺産のために存続することを認めないことを、立法化されるべき勧告の中の一つに挙げた。翌一九八二年に、ピアスン勧告のごく一部の立法化を取り込んだ一九八二年司法法 (Administration of Justice Act 1982) が制定された。同法第四条第一項により置きかえられた一九三四年法改正 (雑規定) 法第一条第二項 a 号 (ii) において、ある者の死亡後のいかなる期間に関する収入の喪失を理由とする損害賠償金も、その者の遺産のために回復される賠償金から排除されることとなった。その結果、(1) 被害者が短縮された生命の期待のもとで審理時に生存している場合には、ピケット事件判決における原則のもとで、被害者は失なわれた年月における収入の喪失を理由とする損害賠償を請求することができる一方で、(2) 被害者が死亡してしまった場合には、致命的事故法に基づいて、その被扶養者により訴えが提起されるといふことになつた。

この一九八二年司法法により判決そのものが破棄されてしまったので、デイヴィス・ヒューヴァンズが予言したように⁽³⁴⁾、いまやギャンメル事件判決は、失なわれた年月を理由とする回復に對

して遺産が有する権利の、短かいけれども論議をまきおした一生を記念するモニュメントとしてのみ存在するにすぎないのである。しかし、一九八二年法が必ずしも根本的な解決策を与えたとはいえず、本判決により提示された諸問題についてはさらに検討が加えられる余地が残されている。⁽³⁵⁾

註

- (1) ① Tony Weir, *The Wages of the Dead*, 40 *CAMB. L. J.* 20 (1981).
- ② Davies, P. & A. Evans, *Judicial Reform Digs Its Own Grave*, 44 *M. L. R.* 469 (1981).
- ③ Markesinis, B. S. & A. M. Tettenborn, *Fatal Accident Damages: How Not to Reform the Law*, 131 *N. L. J.* 869 (1981).
(以後「各評釈は『それそれ Weir, Davies, Markesinis により引用する』」)
- ④ Anonym, *Damages for Lost Years*, 97 *L. Q. R.* 353, at 354-355 (1981).
- ⑤ Baker v. Bolton (1808) 1 *Camp.* 493, *per Lord Ellenborough C. J.*
- ⑥ Flint v. Lovell [1935] 1 *K. B.* 354, *C. A.*

- (5) Rose v. Ford [1937] A. C. 826, H. L. (E.).
- (6) Benham v. Gambling [1941] A.C. 157, H. L. (E.).
- (7) Oliver v. Ashman [1962] 2 Q. B. 210, C. A.
- (8) Royal Commission on Civil Liability and Compensation for Personal Injury, 1978 (Cmd. 7054-D), paras. 335, 372, 437.
- (9) Pickett v. British Rail Engineering Ltd. [1980] A. C. 136, H. L. (E.).
- (10) [1980] A. C. 136, at 150, 170.
- (11) Kandalla v. British European Airways Corporation [1981] Q. B. 158.
- (12) [1982] A. C. 27, at 39-40.
- (13) [1980] A. C. 136, at 150-151.
- (14) [1982] A. C. 27, at 62, 71.
- (15) Id., at 62.
- (16) Id., at 65, 72, 74, 80.
- (17) Markesinis, at 869.
- (18) Anonym, *Damages for Lost Years*, 97 L. Q. R. 353, at 355 (1981).
- (19) Id., at 353.
- (20) Weir, at 21.
- (21) Markesinis, at 871.
- (22) Weir, at 21-22.
- (23) Davies, at 471-472.
- (24) Weir, at 22.
- (25) [1982] A. C. 27, at 71, 80-81.
- (26) Id., at 74.
- (27) Id., at 81.
- (28) Davies, at 472-473.
- (29) Weir, at 22.
- (30) Markesinis, at 870.
- (31) [1980] A. C. 136, at 166.
- (32) Id., at 150.
- (33) Hodgkin, *Damages for the "Lost Years"*, 32 N. I. L. Q. 106, at 116 (1981).
- (34) Davies, at 473.
- (35) See, Waddams, S. M., *Damages for Wrongful Death: Has Lord Campbell's Act Outlined Its Usefulness?*, 47 M. L. R. 437 (1984).